

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>いことを明確にすべきである。これを前提にすれば、事件関係人の防御権確保の問題は、審査官の取調べを可視化することによりおおむね解決すると考えられるので、審査官の取調べの可視化を推進する必要がある。</p> <p>＜説明＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 事件関係人の防御権は、立入検査時と審査官の取調べ時とでは事情が大きく異なっている。すなわち、立入検査のときは、多くの社員の面前で行われるのが通例であり、証拠品については1点ずつ目録を作成し事件関係人の諒解を得て領置・留置の手続きがなされるので、事件関係人の防御権が不当に侵害されるケースが生じるとは考えにくい。 一方、審査官の供述調書の作成時に、事件関係人の従業員が「自分が供述した内容が十分調書に反映されていない」と不満を持つことはあり得る。これに関して、公正取引委員会関係者からは「事件関係人の従業員が、事実をありのまま供述したのに、調書の読み聞かせの段階になると、“このように供述したら会社からペナルティを受けるおそれがある”と考えるのか、調書の内容を書き改めるよう要求し、これに審査官が抵抗してトラブルになるケースはあり、これが事件審査の遅延を招く大きな要因になっている」との声が聞こえてくる。しかし、このようなトラブルを「防御権の侵害」に含めるのは適当ではないと考えられる。 「防御権の侵害」として問題になるのは、審査官が、供述調書の作成時に、①不当な取り調べをする、②供述してもいらないのに供述したかのように調書を作成するなどの不当行為をした場合である。 かかる不当行為があったかどうかを確認する方法としては、審査官の取調べの全過程の可視化することである。 審査官の取調べを可視化した場合、「このような供述をすると、会社から不利益な取扱いを受けるおそれがある」と正直に供述しなくなるおそれはある。しかし、この問題を解決するためには、事件関係人に“事件審査に協力すれば不利益(課徴金)が減額され、協力しなければ不利益が増す”と認識させること、すなわち、事件関係人と供述者とが利益相反にならないようにする仕組みにする必要がある(この点は第3でも述べる)。 なお、供述者が、事実をありのまま供述し事件関係人から不利益な取扱いを受けることを防止するため、公益通報者保護法3条2号及び3号に定める通報対象事実の真実相当性など通報の保護要件を緩和し、また、保護されるための要件の立証責任を通報者に負担させないなどの方策を検討すべきである。【横浜弁護士会独占禁止法研究会】
	<p>(再掲)</p> <p>3. 供述聴取時の弁護士の立ち会いについて公正取引委員会側は審決取消訴訟に及んだ事案のうち供述調書の任意性を争ったのは11件であったが、任意性を否認された事案はないと述べている。しかしながら、供述聴取において自らが有する権利や、供述内容の法的効果の確認、特に誘導的な質問に対する防御など、様々なケースで弁護士にアドバイスを求めるることは当然の権利として認められるべきである。弁護士の介入の程度について一定のルールを設ければ、弁護士の立ち会いは実態解明機能を低下させるものでなく、かえって適正な供述を促し、任意性を高めた調書をとることができるはずである。また現状では、密室で行われている供述聴取の適正さを事後的、客観的に検証することは困難であるところ、弁護士が立ち会うことにより公正取引委員会の想定するストーリーによる誘導的な尋問などを防止し、供述聴取の公正性、任意性を担保することは、合理性を持つ。この観点からは、求める場合における供述調書の写しの交付、供述中のメモの録取や録音なども同様に認められるべきと考える。【高橋武秀（日本自動車部品工業会）】</p>
	供述聴取の過程について、録音・録画することを可能とし、その旨法令上の明文規定を設けるべきである。【個別事業者】
	1. 供述聴取時にメモや録音がとれない。審査官が大声で怒鳴るなど恫喝された供述人もあり、動搖しての供述で事実と異なる場合でも供述の内容が訂正できない。密室での2対1の聴取であり、供述聴取や供述調書に不信感がある。【個別事業者】

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>7. 供述聴取の過程について、供述者が録音することを認めるべきである。また、その旨法令上の明文規定を設けるべきである。【大一コンテナー株式会社】</p> <p>供述聴取の録音・録画は、現状において、密室で実施される供述聴取の過程の透明性の確保に有効な手段である。また、供述調書の任意性について長期間に渡り係争されるような非効率性を排除する観点から、第三者が供述聴取の過程と調書の整合性を検証するにも有効な手段である。</p> <p>そのため、供述聴取の録音・録画が可能となるよう制度を整備すべきである。特に録音については、導入の負荷が小さいと考えられるため、早急に録音だけでも可能とすべきである。【中部経済連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供述聴取の過程について録音・録画することについて法令上の明文規定を設けるべきである。 ・密室で行われる取調べにおいて、取調べの全過程の録音・録画を行うことは、審査の透明性・適正性を確保する上で有効な手段であり、認めるべきである。【経済団体】 <p>供述聴取の過程の録音・録画は審査の適正性を確保する有効な手段であり、認めるべきである。【全国段ボール工業組合連合会】</p>
	<p>3. 事情聴取に関する他の制度について</p> <p>上記2で述べた点以外に、本論点整理では、供述聴取過程の録音・録画、供述人への供述調書の写しの交付、供述人による供述内容のメモ録取についても議論されている。この議論の背景には、多数回かつ長時間にわたる事情聴取に対する手続の適正化という観点があるものと思料する。行政調査の現状を踏まえれば、事業者による調査協力を促す体制の整備としてこれらの制度の採用も必要である。【弁護士 川合弘造、同 中島和穂（西村あさひ法律事務所）（連名）】</p>
	<p>3. (1) 取調べの透明性を確得する上で、供述聴取の録音・録画または記録について認めるべき。</p> <p>(2) 又調音の写しの交付を行うべき。【個別事業者】</p> <p>公取委はリニエンシーの適用を受けようとする者からの事前の情報に基づき調査を進めたうえで、立入調査に入ります。そしてその事前調査のストーリーに従い供述調書を取ろうとします。そもそもこのような過去の記憶が詳細に残っているか疑問であり、また、今回の新潟審判事件のようにカルテル行為を否定している者の場合は尚更に問題となります。このようなときには、公取委が供述をとると言っても、それは公取委が自分達の描くストーリーの押しつけとなります。抵抗する者には、「反抗していると対象期間がどんどん延びて課徴金額が大きくなる。早く白昼した方が良い。」などと課徴金制度を脅しに使い、なるたけ早く自分達の意向に沿った供述書を取ろうとします。また、このような状況では、簡単には供述調書の訂正を許してくれるわけではありません。</p> <p>したがって、供述聴取の過程を記憶しておくことは非常に重要となります。しかし、そもそも長時間の供述の聴取過程を記憶しておくことや、過去の事実関係を短時間で思い出せというのは無理があります。このようなことが起こらないよう供述聴取過程の検証可能性の確保は非常に重要です。</p>
	<p>〈関係者の証言〉</p> <p>①机を叩いたり大声を出したりするなどの行為はなかったが、とにかく自分達（公取委）のシナリオどおりに進めていく罫みかけるような話しぶり。こちらからの意見を主張しても無駄。「メモしてよいか？」と聞いたところ、「取らないでくれ！」との回答であった。</p> <p>②こちらの事情は一切聞いてもらはず、公取委のシナリオに沿った内容のものしか聞いてくれない。訂正もなかなか受け付けてもらはず根負けして署名押印してしまう。</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>③こちらもすべてを覚えているわけではなく、資料も押収されて手許になく、記憶があいまいな部分がある。しかし、公取委の担当官が、〇〇の発言をしたはずだと言って調書に書かれてしまう。書かれた調書は一切変更に応じてもらえない。</p> <p>④捜査でバタつく中、別室で話しが聞きたいとの事で、色々な質問をされメモ程度の記録をとっていた。2時間位すると今度は調書ができるとの話で印が欲しいと強引であった。調書を取るとの説明が無く、また、不利益事項の説明が一切無く、質問者のみで他には筆記人もいなかった。文書中修正を願っても、なかなか修正してくれずしかたなく押印することとなった。</p> <p>⑤早く違反を認めないと「課徴金の対象期間が延びて高額になるぞ」と脅してきた。【新潟市ハイヤータクシー協会】</p>
	<p>(再掲)</p> <p>次に、聴取については、任意の調べであるとしても、被疑事業者等と聴取する側では法的知識に大きな差があるものと考えられる。そのため、被疑事業者等の防御権の確保のために、聴取について弁護士の立ち会いを認めるべきである。また、聴取に際しては、後述（3）にもかかわるが、仮に弁護士の立ち会いを認めるのが困難であるとしても、密室での取調べが問題となる昨今の情勢にも鑑みて、その任意性が争われる場面に備え、可視化を進めるべきであると考える。【副田将之（大阪市立大学大学院）】</p>
	<p>そして、「検証する方法がないために、供述調書の任意性について何年間も審判で争われた事例がある。録音録画を行っていれば、すぐ解決する問題であるのに、長時間かけて争うのは非効率であると考える。」という指摘の通り、録音録画さえすれば任意性の有無という争点は解消されるのであるから、ぜひ公取委の調べにおいて可視化を進めるべきである。日本の独占禁止法の執行体制への国内外からの信頼を厚くするためにも、これは必須のものである。【副田将之（大阪市立大学大学院）】</p>
	<p>②取調べについて録音器による録音を認めること</p> <p>供述人の供述は、審査官の被疑事項に関する質問に答えた供述であり、しかもそれは任意性のあるものとして扱われ、企業が争った場合には有力な証拠として利用されるものである。しかし、審査官の質問は委員会の了承をえた被疑事項を基に一定の筋書きが作られ、強力な立入検査権行使とマスコミ報道によって被疑事項は固められており、審査官の綿密な質問は誘導尋問のおそれがあり、しかもこの質疑応答は筋書きにしたがって取捨選択される場合が多く、出来上がった供述調書はかなり着色される可能性がある。したがって、任意の供述を応諾した供述人は、任意性・真実性を検証できるために、質疑応答の任意供述の実際の状況を持参の録音機で録音できる権利が認められる必要があると考えられる。これは任意の供述を受諾する弁護士が供述に立ち会うより少ない費用でその機能の一部を代替できることになる。審査官側も録音機でその状況を録音し、供述人の録音の正確性を検証できると同時に、上司に供述聴取の正当性を伝えることができる。この方法は適正な審査活動に寄与することになる。【伊従寛（競争法研究協会会長）】</p>
	<p>(再掲)</p> <p>2. 供述調書における録音、録画、弁護士の立会がないのは不公平につき認めて欲しい。【コバシ株式会社】</p> <p>公正取引委員会では、実務上、原則として、録音・録画を認めていないようであるが、密室で行われている供述聴取であり、第三者の検証も必要であると考えられ、透明性・適正性を確保する為にも、録音・録画を導入していただきたい。【個人】</p>
	<p>【意見の趣旨】</p> <p>供述聴取時における弁護士立会いが許諾されない場合には、供述聴取の録画等の可視化を広く実施すべきである。少なくとも供述者本人からの求めがある場合には、原則として供述聴取の全過程を録画等して可視化を実施すべきである。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>前述のように、独占禁止法違反行為の供述聴取においては、独占禁止法の解釈等については専門的な知識が必要とされることが多く、意図</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>的か否かにかかわらず、供述聴取側の誤認や先入観による誤導が行われやすい。供述聴取を可視化することにより、当該誤認、誤導による聴取を回避することが可能となり、より実態解明に資することとなる上に、供述調書の任意性や信用性について争われることも少なくなり、訴訟等後の手続の迅速化も図られることとなるのである。</p> <p>また、他国の例をみても、可視化により、裁判官らは、供述者の表情、態度や供述の仕方から、供述された内容以外の有益な情報を多く取得することができ、より実態解明へと導くことも指摘されている。¹²⁷ 【弁護士 市川充（東京）、同 岩本安昭（大阪）、同 大貫裕仁（第二東京）、同 片山達（第二東京）、同 坂田均（京都）、同 苗村博子（大阪）、同 成瀬裕（福岡県）、同 向宣明（第一東京）、同 本多広高（東京）、同 矢吹公敏（東京）、同 矢部耕三（第一東京）、同 山本晋平（第二東京）、同 渡邊新矢（第二東京）（弁護士13名の連名）】</p> <p>任意性についての争いを長期化させないため、供述聴取の全過程の録音・録画の導入を認める法改正を行うこと。とりわけ、録音については、導入のために必要なコストや実務上の手間が少ないとことから、早急に導入を認めること。【全国中小企業団体中央会】</p>
	<p>1. 意見の骨子</p> <p>独占禁止法分野では、行政調査のほか、犯則調査、刑事手続が並存しており、互いの関係が複雑であるため、供述人には、現在行われている手続や自らの供述や調書の記載の法的效果を正しく理解することが困難である。にもかかわらず、調査は供述調書に多分に依拠して進められているという実態がある。しかも、後述するとおり、身体拘束がないとはいっても、供述聴取の実態からすれば、必ずしも真の意味での任意性が確保されているわけではない。ちなみに、供述聴取過程の録音・録画によって供述人に委縮を生じさせる可能性があるのではという指摘に関して、委縮効果は、そもそも録音・録画特有の問題ではないため、この指摘は正鶴を射た懸念ではない。なにより、供述聴取の過程が適正に保たれているというプロセスそのものが重要であるという点が軽視されている。</p> <p>したがって、供述聴取過程の検証可能性の確保、すなわち、録音・録画等の記録化を通じた審尋・供述聴取の可視性、透明性の向上、供述の任意性及び審査手続の適正の確保が検討されるべきである¹²⁸。</p> <p>ちなみに、供述調書の聴取過程の録音は、多くの法領域において実施されている¹²⁹。</p> <p>また本来、真に任意の供述聴取においては、供述人による録音等は認められて然るべきである。</p>
	<p>2. 意見の理由</p> <p>この点、公取委では、供述聴取時に録音・録画は行っておらず、公取委は、その理由として、以下の4点を掲げている¹³⁰。</p> <p>① 供述人である従業員個人に対しては、公取委の調査によって行政処分が行われることはないため、事業者にとって不利益となる内容であっても、真実を供述するよう説得して供述を得ており、また、必要に応じて休憩時間は確保するとともに、供述聴取の前後等に会社</p>

¹²⁷ 日本弁護士連合会「世界の検査官が語る取調べの可視化－可視化で検査実務は変わったのか－」2012年4月 国際シンポジウムの記録参照。

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/special_theme/data/symposium_archives_1204.pdf#search=%E4%B8%96%E7%95%8C%E3%81%AE%E6%8D%9C%E6%9F%BB%E5%AE%98%E3%81%8C%E8%AA%9E%E3%82%8B%E5%8F%96%E8%AA%BF%E3%81%8C%81%AE%E5%8F%AF%E8%A6%96%E5%8C%96

¹²⁸ 当フォーラムは、「審査手続の在り方に関する提言書」（平成21年11月10日付）（<http://www.jclf.jp/taskforce.pdf>）（以下、「当フォーラム提言書」という。）22頁において同意見を述べている。

¹²⁹ ICN Agency Effectiveness Project on Investigative Process, Investigative Tools Report § 5.2 (2013), available at <http://www.internationalcompetitionnetwork.org/uploads/library/doc901.pdf>

¹³⁰ 独占禁止法審査手続についての懇談会（第5回）資料2-3「公正取引委員会が行う行政調査手続の実際」4頁による。

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>や弁護士に相談することができるため、任意性を疑われるような聴取は行われていない。</p> <p>② 供述調書の案を作成した際には、供述人に読み聞かせ、閲読させて、その内容の正確性を確認させた上で署名・押印を求め、調書を完成させている。また、供述人が訂正を求めた場合には、その趣旨を確認した上で、これを反映させている。</p> <p>③ 複数の違反行為被疑事業者の従業員等から供述聴取を行うため、ごく少数の供述に依拠することなく（リニエンシー申請時の情報を含む）端緒情報やその時点までに得られている証拠に照らしながら供述を録取していることから、ありもしない事実を供述調書に記載し、証拠化することはない。また、これまで判決・審決において公取委の供述調書の任意性・信用性が否定されたことがない。</p> <p>④ 企業が違反行為の主体である独占禁止法事件においても、例えば、供述人が会社や上司をかばって供述しなくなること、共同行為者等からの報復や将来の取引への影響等を恐れて供述しづらくなることなど、可視化により供述人が委縮してしまい供述しなくなるといった支障が生じることや、記録しないことを条件に共同行為者等に関する事実の供述を引き出す等の手法が採れなくなることなど、刑事案件における組織犯罪と同様の影響があり得る。</p> <p>しかし、上記の各理由は供述聴取過程の表層しか捉えておらず、本質を衝いたものではない。 すなわち、</p> <p>まず、独占禁止法の運用実態に関するアンケート結果¹³¹によれば、密室での供述聴取は長時間に亘る傾向があり、供述人に対し、誘導的・威圧的な事情聴取等が行われることも少なくなく、このことは供述聴取前後等に会社や弁護士に相談できるからといって、許されたり、任意性が担保されるものではなく、また、身体拘束の有無によって異なってくるものではない。さらに、真に任意であれば、供述人によるICレコーダーの持込みも含め、供述人が求めれば、録音・録画が認められて然るべきであるが、実務上は一切認めておらず、このこと自体、任意な手続としての性格を逸脱しており、問題がある。</p> <p>供述調書は、審査官が、様々な客観的証拠や多くの者からの供述を繋ぎ合わせて一つのストーリーを構築し、それに即して作り上げるものである。したがって、供述人がこれに反する事実を述べても、上記ストーリーに反する訂正・変更を認めてもらえないなかつたり、割愛されてしまうことが少なくない。しかも、実務上、供述人に供述調書の確認を求めるのは、緊張状態の中、ときに何時間も続いた供述聴取の最終段階で何十頁にも亘る供述調書についてであるため、供述人にとって、供述調書を十分に吟味する精神的余裕がないことが少くない。加えて、上記のとおり、たとえ供述人が訂正・変更等を求めて、応じてもらえないこともままあるところ、供述人としては、それでも解放されたいがために、やむを得ず署名押印してしまう事例が少なからずある。特にそういった場合には、公取委の主張するほど、供述調書の内容について任意性が担保されているわけではない。</p> <p>複数の者から供述を得たり、客観的証拠に基づいたからといって、必ずしも真実とは限らないし、ましてや任意性が担保されるわけではない。むしろ、上記のとおり、一定のストーリーができてしまえば、審査官によって、それに反する供述内容は、排除されてしまう傾向にある。さらにいえば、適正手続という視点からしても、供述聴取の過程が適正に保たれているというプロセスそのものが重要なのであって、審査官の理解する事実に沿っているか否かが重要なのではない。また、たとえ判決・審決において公取委の供述調書の任</p>

¹³¹ 平成26年2月の経営法友会独占禁止法研究会による「審判制度廃止後の独占禁止法の適正手続確保及び国際化に向けた提言」

(<https://www.keieihoyukai.jp/opinion/opinion87.pdf#search=%E7%B5%8C%E5%96%B6%E6%B3%95%E5%8F%8B%E4%BC%9A%E7%8B%AC%E5%8D%A0%E7%A6%81%E6%AD%A2%E6%B3%95%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%BC%9A>) 中の「II 現状の調査手続の運用実態からの考察（アンケート結果）」を参照。

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>意性・信用性が結論として否定されたり、当該論点のみが単独で争われた事例がないとしても、これまで裁判・審判手続において、供述調書の信用性・任意性が争われた事例は多数存在する¹³²のであって、公取委による審査手続においてそういう不審を多数招いていること 자체が問題である。</p> <p>委縮効果は、供述調書の作成及び事前開示等によっても起こり得るものであり、それが録音・録画によって質的に変化するわけではないため、録音・録画の場面でのみ独自に取り上げて議論することは不合理である。さらに言えば、供述聴取過程の可視化（録音・録画）に伴う委縮効果は、独占禁止法審査手続特有の問題ではなく、刑事手続等とも相通じるものであり、独占禁止法審査手続のみで独自に手当てるような問題ではない。</p> <p>以上からすれば、密室で行われる供述聴取について、その過程の適正性の事後的・客観的な検証可能性を確保する上で、録音・録画は極めて有益な手段である。【競争法フォーラム】</p>
	<p>また、「供述聴取過程の検証可能性の確保」（取調べにおける録音・録画）については、違法・不当な取調べを抑止する機能も考えられるものの、これら録音・録画内容をいつの時点で、どの場で、誰に明らかにするのかを明確にしなければ、上記と同様、関係事業者からの圧力により従業員に真実を供述させなくしたり、その供述を知ることで、他の従業員との間で口裏を合わせることにもなりかねない。【鈴木恭蔵（東海大学法科大学院教授）】</p>
	<p>（再掲）</p> <p>3. 立入検査の際及びその後の「任意」の事情聴取については、「任意」である以上、弁護士立会い、聴取を中断して弁護士に電話等で相談、録音録画、メモの録取等は本来禁止できないはずであるが、公取委では、実務上、これらを認めていないことである。これらについては、原則通り、認めるべきと考える。また、聴取時点で従業員に対して「任意」の意味及び禁止されない事項が明示されるべきと考える。【電子情報技術産業協会】</p>
	<p>（再掲）</p> <p>（3）供述聴取時の弁護士の立会い、（4）供述聴取過程の検証可能性の確保のいずれも認められるべきである</p> <p>北陸に本社のある会社の事件で、担当者を東京に何度も呼びつけ長時間に亘る聞き取りを続け、担当者が認識していない事実を自白するように執拗に強要する審査官が実際におり、担当者が精神的に実際に参ってしまった（明らかに違法性のある取調べであった）。そこで組織上層部向けに抗議書を送って止めさせたことがある。抗議書以後は、審査官自ら北陸に出向いて対象会社の担当者の都合のよい日程で対応すると態度を 180 度変遷させたことがあった。</p> <p>残念ながら、審査官のレベルにも幅があり、上記のような実例もあったことから、適正手続の確保という点で、供述聴取時の弁護士の立会い及び供述聴取過程の検証可能性の確保は法制度上認めるべきと考える。【岩田合同法律事務所】</p>
	<p>調査対象者の権利等は、本来は上記①（弁護士立会い）により保護されるべきであるが、日本の弁護士の人数的制約や、弁護士の立会いまでは求めないことを対象者が希望する場合等に備え、代替する手段として、調査実施中の任意の時期（恐らく特に供述調書読み聞かせ及び押印時）に録音等の記録を残すことができるとの措置を講じることにより、手続の効率化・合理化（調査対象者によっては弁護士起用費用の節約、調査当局によっては手続の効率化）が図られるものと考えられる。</p>

¹³² 独占禁止法審査手続についての懇談会（第 5 回）の資料 2（参考資料 1-1）「審決取消訴訟において供述調書の信用性等が争われた事例」及び同資料 2（参考資料 1-2）「審判において供述調書の信用性等が争われた事例」を参照。

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>記録については、必ず全部記録するという運用とした場合、煩雑であり、録音等により事務が膨大になる弊害も想定されるが、上記のとおり、①の代替手段として、調査対象者の希望する場面を記録する等の措置を講じることにより、これら弊害も除去できるものと考える。【経営法友会】</p> <p>(再掲)</p> <p>3. 立入検査時及びその後の「任意」の事情聴取については、「任意」である以上、弁護士立会い、聴取を中断して弁護士に電話等で相談、録音録画、メモの録取等は本来禁止できないはずである。公取委は「任意」の協力を求めて同意を得ているとしているが、行政庁と個人・民間企業との関係において、事実上の強制となる（と当事者が感じる）可能性がある。したがって、聴取時点で従業員に対して「任意」の意味及び禁止されない事項が明示されるべきと考える。【個人】</p> <p>公取委職員が行う供述聴取については、その手法に問題がある若しくは行き過ぎがあるなどとして、供述調書の任意性・信用性が争われることがある。公取委は、供述調書の任意性・信用性が争われた事例において任意性・信用性が否定された事例がないと主張するが、最終的に任意性・信用性が認められるか否かにかかわらず、任意性・信用性について長期間争われているということ自体が問題であり、供述聴取過程の検証可能性を確保することは重要である。供述聴取の検証可能性を確保する手段として、供述聴取手続における録音・録画の採用が検討されるべきである。【森・濱田松本法律事務所】</p> <p>供述聴取時の録音・録画は供述内容が会社関係者に明らかになり、従業員である供述人がのちの報復人事の案件にならぬ、供述人を委縮させてしましますので、一層の慎重さが求められます。【土田あつ子（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費生活研究所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当な取り調べがなされることを担保するための手段として、供述聴取の録音・録画は有効であり、積極的に録音録画をすべきと考える ・しかし、供述聴取の状況が録音・録画物によって会社に知られることになるなら、従業員は会社に不利なことを話せなくなる。 ・したがって、録音・録画の範囲をどうするか、録音・録画物の取扱いをどうするかについて、十分検討する必要があると考える。 <p>(結論)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当な取り調べがなされることを担保するために、供述聴取の録音・録画を積極的に行うべきである。 ・その際には、会社に不利な供述をする従業員を保護する方法を検討すべきである。【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）】 <p>供述の任意性・信用性に関し、無用な、または長期にわたるような争いを避けるための他の手段として、供述聴取過程を検証可能とすること、具体的には、録音・録画の導入は有効と考える。公正取引委員会からは、可視化した場合のデメリットや弊害として、供述人の委縮や共同行為に関する供述が得られなくなることが指摘されるが、いずれも運用上の工夫によって対処できることと思われる。また、現在、刑事手続における取調べについての録音・録画の導入が、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会において議論されているところであり、刑事手続と類似の構造を有する独占禁止法審査手続における供述聴取への影響は免れないものと思われる。【弁護士 島津 圭吾（R&G 横浜法律事務所）】</p> <p>(再掲)</p> <p>公取委の不当な調査の存在については、本懇談会でも経済界から様々な具体的な事例を挙げて主張されている（第2回 提出資料2（経団連提出）P6等参照）ところである。これに対し、公取委がそのような不当な調査は一切存在しないと回答したことについては、各委員から驚きと強い疑問が呈されている（第6回議事録P23川出委員発言、同P24榎原委員発言、同P26三村委員発言）。</p> <p>これに対し、公取委は、審決・判決でこのような供述の任意性・信用性が否定された例はない、あるいは小室審査企画官のように適切な方法で供述を引き出している審査官がいる（ひいては、審査官はみなそうである）、と主張しているようである。しかし、そもそも公取委自身が行う審決や、実質的証拠法則と新証拠提出制限の縛りがあり、かつ供述者自身の証人尋問も行われることがほとんどない裁判でこのような</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>事例が認められなかったからといって、あるいは適切な方法で供述を引き出している審査官が一部にはいるからといって、だからそのような事例は全く存在もしない、といえるものだろうか。このような主張は、控えめに言っても合理性が不十分であり、説得力があるとは評価できない。具体的な事例が多数報告されているにもかかわらず、特段の調査もせず、種々挙げられた具体的な事例が全く存在しないと断定する公取委の態度には疑問を感じざるを得ない。</p> <p>競争政策の Global 化の要請に加え、これだけ公取委の不当な調査の事例が報告されていることかすれば、その供述聴取過程の透明性・適正性を高め、検証を可能とすることが求められるのは当然である。その方法論として、諸外国で取り入れられている弁護士の立会いや録音・録画が議論の俎上に上がるのもまた、当然である。</p> <p>弁護士の立会いを選択するか、録音・録画を選択するかは懇談会での詳細な議論を待ちたいところであるが、刑事訴訟手続きで既に導入実績があり、結果を予測しやすい録音録画の方が導入への支障は少ないように思われる。【サムスン電子ジャパン株式会社、日本サムスン株式会社、サムスン電機ジャパン株式会社、サムスン Cheil Industries ジャパン株式会社（連名）】</p>
	<p>なお、検察庁のいわゆる特捜事件・特別刑事事件は、主に経済事件を target にし、供述証拠が過度に重視される傾向が顕著であるなど、競争法違反事件とともに類似性が高く、その弊害も非常に似通っている刑事事件であると考えられる。実際、特捜事件の捜査手法の問題点が露呈した「大阪地検特捜部主任検事証拠改ざん事件」において指摘された「いわゆる検事によるストーリーの押しつけ」に起因する問題点は、本懇談会で公取委が抱えていると指摘された事情聴取手法の問題点と非常に似通っている。それにもかかわらず、特捜事件では、取調べと供述調書の証拠価値などから、捜査手続きへの録音録画の導入に際しては、最も可視化が困難と考えられていた（平成 23 年 3 月 31 日「検察の再生に向けて」検察の在り方検討会議提言 P24 参考 URL: http://www.moj.go.jp/content/000072551.pdf）。これは、現在の公取委の競争法違反事件の捜査に関する主張と相当部分重なる主張である。ところが、慎重な試行期間における運用を経て、法務省は特捜事件や特別刑事事件の取調べについては、身柄事件についてではあるが、録音録画を義務付けることを決めた。なお、この事件類型には、公正取引委員会による告発に基づいて捜査を行う事件も含まれている（法務省 法制審議会特別部会（2014 年 6 月 23 日）資料 68 「取調べの録音録画等の実施について」 参考 URL: http://www.moj.go.jp/content/000124480.pdf）。</p> <p>つまり、法務省は、おそらく競争法違反事件よりも証拠の重要性から録音録画のハードルの高い特捜事件でさえ、録音録画は導入が可能であるとの結論に達したのである。しかも、これには公取委自身が告発する事件も含まれている。したがって、少なくとも弊害が多いから録音録画を導入できないという公取委の主張は、理由のないものといえるし、刑事事件へ発展した場合との整合性を考えても、導入するほうがより適切とさえいえるだろう。【サムスン電子ジャパン株式会社、日本サムスン株式会社、サムスン電機ジャパン株式会社、サムスン Cheil Industries ジャパン株式会社（連名）】</p>
	<p>—録音・録画の必要性が高いこと—</p> <p>前記 2（3）においても述べたとおり、供述の任意性・信用性を疑わせる供述聴取が行われており、実際に審判及び審決取消訴訟において、任意性・信用性が争点となる事案が数多く存在する。</p> <p>そもそも、このような任意性・信用性が問題となるのは、弁護士の立会いが認められておらず、公取委の審査官と事件関係人のみが存在する密室において供述聴取が行われているからであり、その後の手続において、第三者が検証しようとしても、決定的な証拠が欠けるためである。公取委の立証活動の中心が供述聴取にあるのであれば、それによって得られる証拠（供述）の任意性・信用性の確保は急務の課題であり、供述聴取過程の録音・録画は、これを容易に解決できる手段の一つであることから、即時に採用されるべきである。これにより、その後の手続における無用な争いを無くすことで、事件関係人にとっても、訴訟対応の時間及び費用を削減でき、公取委にとっても効率的な執行をもたらすことが可能である。</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>実際に、刑事手続においても、供述の任意性・信用性が争いになることが多いことから、かかる問題への対処として、取調べの可視化が既に試行されているところ、独占禁止法違反事件においても、その結果の重大性に鑑みると、刑事事件と同程度の適正手続の要請は強いと考えられる。</p> <p>これに対して、供述聴取の録音・録画を認めることは、従業員が会社や上司をかばい、又は、共同行為者等からの報復や将来の取引への影響等を懸念して、供述しなくなるとの発言が公取委からなされているが（22頁、3（4）（考慮事項）8項目■）、供述調書自体は審判等その後の手続において証拠提出されており、供述内容が明らかになることを懸念することは理由としておかしい。【弁護士 江崎滋恒、同 中野雄介、外国法事務弁護士 バシリ・ムシス、弁護士 原悦子、同 青柳良則、同 田中勇気、同 矢上淨子、同 大内麻子（アンダーソン・毛利・友常法律事務所】</p>
(5) 適切な主張反論のための情報の開示 ア. 立入検査時における提出資料の謄写	<p>立入検査時における提出資料については、防御権の行使のみならず、日常の業務の支障とならないよう、提出前に謄写ができるることを法律上明記すべきである。【関西経済連合会】</p> <p>(3) 資料の謄写</p> <p>立入検査時に提出される提出証拠については、立入検査日の謄写を事実上制限する運用が行われている場合がある。被調査者としては、どのような資料が提出されたのか、その全体像すら把握できず、その後の手続における防御権の行使にも支障を来たしているほか、通常の業務も滞ってしまう。特に、課徴金減免申請の検討の余地が残っている場合に、必要な書類が手元になく、事実関係が正確に把握できないことにより申請が遅れ、減額の機会を失うことによる不利益はきわめて大きい。提出後に公取委に出向いて謄写をするにしても、公取委にコピー機を搬入しなければならないうえ、そもそも提出命令目録の記載が概括的であるため謄写したい資料がどこにあるかわからなかったり、当日の謄写を制限されたりする等の不都合が指摘されており、実質的な問題の解消にはつながっていない。</p> <p>提出証拠については、被調査者の申し出により、立入検査当日、提出前に謄写できること、または、謄写資料により提出できることを法律上明らかにすべきである。【日本経済団体連合会】</p> <p>○提出する資料については、提出命令が発令された段階で重要資料を選別してこれを謄写することを明文で認めるべきである。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被疑事実と関係が深い資料であっても、翌日から対象企業が事業を遂行するために必要不可欠な資料も多く存在している。法務対応力の乏しい中小企業を念頭に置くと、事業を遂行するために必要不可欠な資料については、当事者から申し出がなくとも、立入調査当日に謄写する権利を認めるべきであり、少なくとも謄写するかどうか意思確認を行うべきである。【日本商工会議所、東京商工会議所（連名）】 <p>立入検査において提出対象とされた全ての資料について、謄写が認められるべきである。【個別事業者】</p> <p>2. 公正取引委員会は、立入検査において提出対象となる全ての資料の謄写を認めるべきであり、その旨法令上の明文規定を設けるべきである。【大一コンテナー株式会社】</p> <p>被調査者は、立入検査時にどのような資料が提出されたか把握できなければ、その後の手続きにおける防御権の行使や事実関係の調査のみならず日常業務にも支障をきたすこととなる。また、課徴金減免制度申請への検討余地があっても必要な書類が手元に残されておらず、申請の機会を逸する可能性もある。</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>現状では、検査当日の謄写が制限されるような運用、提出後に謄写をする場合でも公取委にコピー機を搬入しなければならぬうえに提出命令目録の記載が概括的であるため謄写したい資料の所在が不明瞭である等の不都合が指摘されている。</p> <p>そのため、提出証拠については、被調査者が申し出ることによって検査当日の提出前に謄写を可能とするか、謄写した資料を提出可能とするよう制度を整備すべきである。【中部経済連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会では、立入検査の円滑な遂行が妨げられない範囲で提出資料の閲覧・謄写に応じることについて法令上の明文規定を設けるべきである。 ・申出があった資料については、全て、立入検査当日の資料の謄写が認めるべきである。【経済団体】 <p>立入検査時当日の資料の謄写が認められるべきであり、それを明文化すべきである。【全国段ボール工業組合連合会】</p> <p>1 立入り調査により、参考資料の提出を求める場合は、公取はあくまで、そのコピーを持ってゆくべきである。根こそぎ、元本を持ってゆかれると、業務の遂行に支障をきたす。(特に、手帳等….) 【個別事業者】</p> <p>5で述べたように公取委は事前調査に基づき関係する一切の書類を押収していきます。新潟審判事件では、押収された書類の一部が開示されたのは審判開始後です。このため審判開始までに十分な事実関係の把握ができず、審判を行って良いのかどうか弁護士と相談するのにも難しい判断を迫られました。提出命令品目録でも、〇〇と書いた袋一式といった記載であり、その中に何があるのか確認することができません。仮に当方に有利な資料が公取委に秘匿されてしまえば、それを基に課徴金が課されてしまいます。まさに冤罪事件の発生です。原本は公取委に押収されるのはやむを得ないものとしても、押収前に写しを確認（確保）できるようすべきものと考えます。</p> <p>〈関係者の証言〉</p> <p>①審判になっても公取委は自分達に都合の良い証拠しか出してこないので、手持ちの証拠を開示させる手続きが必要。中には「白」示す証拠もある。例えば「運賃は各自の判断」という協会の例示。</p> <p>②平成24年1月25日付で新潟県知事より文書開示請求を行ったが開示されなかった。</p> <p>③提出命令品目録では、例えば「会議録平成17年と標題の綴り 1綴」となっており具体的な中身を特定できない目録となっている。【新潟市ハイヤータクシー協会】</p> <p>謄写が出来ないことは、通常業務やその他手続きに支障をきたすことが考えられる。円滑な遂行が妨げられない範囲が不明ではあるが、実務上、謄写に応じている旨を明示いただきたい。【個人】</p> <p>【意見の趣旨】</p> <p>公正取引委員会は、以下の理由により、立入検査において提出資料の謄写ができる事を被疑事業者へ告知し、被疑事業者から謄写の申出があった場合は謄写を認めるべきである。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>① 公正取引委員会は、立入検査において資料の原本を留置している¹³³。留置された資料の謄写を認めないと、被疑事業者のその後の事業に支障を来たし、またどのような資料が留置されたかを確認することが出来ず、課徴金減免申請の可否を判断することが困難とな</p>

¹³³ そもそも公正取引委員会は、資料の写しを取ることができる場合は、写しを取得すべきである。

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>り、またその後の防御権の行使にも支障を来すことになる。</p> <p>② 公正取引委員会作成の留置調書の記載は、極めて概括的であり、その後、審査規則第18条に基づき閲覧・謄写しようとしても資料の特定が困難である。また、当該閲覧・謄写制度は、コピー機を持ち込まなければならず、閲覧・謄写をする時期についても制限される場合があり、使い勝手が非常に悪い。</p> <p>③ 立入検査時における提出資料について、被疑事業者から公正取引委員会に対して謄写の申入れをした場合、現状でも、謄写が許されることがある。しかし、このような現状における実務を知らない被疑事業者は、謄写の申入れをすることもできない。したがって、被疑事業者の防御権を均等に保証するべきであり、公正取引委員会は被疑事業者に対して謄写が許されることを告知すべきである。【弁護士 市川充（東京）、同 岩本安昭（大阪）、同 大貫裕仁（第二東京）、同 片山達（第二東京）、同 坂田均（京都）、同 苗村博子（大阪）、同 成瀬裕（福岡県）、同 向宣明（第一東京）、同 本多広高（東京）、同 矢吹公敏（東京）、同 矢部耕三（第一東京）、同 山本晋平（第二東京）、同 渡邊新矢（第二東京）（弁護士13名の連名）】</p>
	<p>物件・提出資料については、被調査者の申し出により、立入検査当日及び後日、検査時間内に謄写可能な範囲等を告知し、提出前に謄写できることを明らかにすること。</p> <p>また、謄写資料により提出できることを明らかにすること。【全国中小企業団体中央会】</p>
1. 意見の骨子	<p>公取委は、立入検査時において提出資料の謄写ができるとを被疑事業者に対して告知するとともに、被疑事業者から謄写の申出があった場合は立入検査当日の謄写を認めるべきである。告知によって、手続の実際について十分な知識がない被疑事業者に不公平な結果となることを避けることができ、また、立入検査当日の謄写は防御権の確保に資するとともに審査手続における被疑事業者の無用な負担を回避し、ひいては審査手続の効率にも資する。【競争法フォーラム】</p>
2. 意見の理由（立入検査時における提出資料の謄写について）	<p>(1) 現状、立入検査時における提出資料の謄写について、被疑事業者から公取委に対して謄写の申出があった場合、実務上、謄写が許されることがある。しかし、このような実務上の取扱いを知らない被疑事業者は、そもそも謄写の申出をすることに思いが至らないと考えられ、また、立入検査時における独特の雰囲気の中で申出を躊躇することも考えられる。このように実務について知らないがゆえに不利益を被るというのは不公平であり、全ての被疑事業者に同等に防御権が保障されるべきである。また、被疑事業者の無知に乗じて調査を行うというのは公正な調査とはいえない。したがって、立入検査時においても謄写が許されることを公取委は告知し、被疑事業者に対して申出の機会を与えるべきである。そして、手続の明確性・透明性の観点から、これを運用指針などの形で明文化して公表することが望ましい。</p> <p>(2) 公正取引委員会の審査に関する規則¹³⁴は、留置された資料の閲覧・謄写ができるとを定めているが、現在の実務において、実際にこれが可能となるのは立入検査の当日から相当の期間が経ってしまってからとなる場合もある。しかも、公取委は、提出を命じたものを含め留置した物品の目録を作成し、被疑事業者に対して交付しているものの¹³⁵、その実際の記載は、極めて簡潔・概括的であり、提出対象となった資料を後日、閲覧・謄写しようとしても、当該目録を手がかりとして閲覧・謄写をしたい個別の資料・文書等を特定・発見することは、目録記載の資料について一つ一つ目を通さない限り不可能に近い¹³⁶。また、現在の閲覧・謄写制度の運用のもとでは、被疑事業者が自らコピー機</p>

¹³⁴ 公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）18条

¹³⁵ 同規則16条

¹³⁶ 例えば、多数の文書が綴られた分厚いファイルであっても背表紙のファイル名が記載されるだけであり、背表紙に記載がない場合には最初の1頁目の文書についてだけその表題あるいは最

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>を公取委に持ち込まなければならず、また、その日時についても制限をされるのが通常であり、極めて非効率かつ使い勝手が悪い運用となつておる、立入検査当日における提出対象資料の写しの交付ないし謄写に到底変わり得るものではない。【競争法フォーラム】</p> <p>立入検査時における提出資料については、防御権の行使のみならず、日常の業務の支障とならないよう、提出前に謄写ができるることを法律上明記すべきである。【レンゴー株式会社】</p>
	<p>(再掲)</p> <p>2. 公取委自身が、立入検査の際の弁護士立会いについては、「実務上許容している」とし、さらに、提出資料の謄写についても円滑な遂行が妨げられない範囲で応じているとのことである。そうであれば、立入検査を受ける企業に対してその旨を明示されるべきと考える。なお、「円滑な遂行が妨げられない範囲」を理由として謄写を拒否されるおそれがあるので、具体的にどのような場合が「円滑な遂行を妨げられる範囲」に該当するのかを定める必要がある。【電子情報技術産業協会】</p>
	<p>(再掲)</p> <p>2. 立入検査時の弁護士の立会いについては、公取委は「実務上許容している」としている。さらに、提出資料の謄写についても円滑な遂行が妨げられない範囲で応じているとのことである。そうであれば、立入検査を受ける企業やその従業員に対してその旨を明示するべきである。一部の悪質な企業は存在しうるもの、一消費者・従業員という目線から見ても、そのような企業の存在によって大多数の検査に協力的な企業・従業員の基本的権利たる手続保障が担保されない公権力の執行は改めるべきである。【個人】</p>
	<p>立入検査時における提出資料の謄写については、現在も被調査者の求めがあれば概ね認められる運用が採られているが、これを被調査者の権利として明確化すべきである。具体的には、立入検査時において、公取委は提出資料の謄写が許されることを被調査者に告知し、その機会を与えるべきである。</p> <p>立入検査当日において提出資料の謄写を認め、被調査者において提出資料を直ちに検討することは、特に不当な取引制限の違反事件において、課徴金減免申請をすべきか否かを迅速に判断するために重要である。これを権利として保障・明確化することにより、提出資料の謄写ができるることを知っていた被調査者と知らなかつた被調査者との間で課徴金減免申請に係る判断をする際に不公平な状況が生じるのを防ぐことができる。【森・濱田松本法律事務所】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来から、公正取引委員会は要求があれば資料のコピーをとらせている。 ・ 留置物の目録を渡しているので、留置後も公正取引委員会に行って必要な資料をコピーすることが可能であり、実際行われている。 ・ コピー機を持ち込まなければならず、実際に後からコピーをとることが難しいという実態があるなら、公正取引委員会に有料のコピー機を置くなどの方法を検討してはどうか。
	<p>(結論)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 留置物のコピーがしにくい実態があるとすれば、コピーしやすくする方法を検討すべきである。【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）】
	<p>(1) 立入検査時の文書留置について、会計証憑など一部の文書のコピーは許容されているが、企業側が業務運営上必要とする文書についてはコピーが許容されるべきである。【個別事業者】</p>
	<p>立入検査においては、大量の書類の提出が求められることから、事件関係人が提出した書類の内容の全てを把握することは困難であり、事件関係人が即座にその後の手続に対する防御を検討する上で、立入検査時における提出資料の謄写は必要不可欠である。特に、独占禁止法が立入検査後のリーニエンシーを認めており、その際に、立入検査により公取委が把握していない事実の報告又は資料の提出が求められている</p>

上部の数単語だけ記載されるに過ぎず、そうなると目録の記載からはおよそ当該ファイルに含まれている個別の文書を特定することはできない。

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>ことから、事後のリニエンシー申請を行う上で、公取委がいかなる事実を把握しているのかを知らなければ、当該リニエンシー申請を行うことは不可能になる。また、国際カルテル事案においては、海外当局より事件に関連する資料の提出を求められる場合があり、当該要求への対応が課徴金の額に大きく影響するところ、立入検査後にかかる資料の提出が著しく困難となれば、被調査企業の当該海外当局に対する調査協力が危ぶまれ、本来増額されることがなかった、又は減額を受けることが可能であった課徴金まで課せられることすらある。</p> <p>また、提出資料の中には、日常業務に使用する書類も含まれていることから、即時に謄写できなければ、その後の業務運営に著しい支障が生じることも考慮する必要がある。</p> <p>なお、公取委は実務上立入検査時の提出資料の謄写に応じているとしているが（13頁、3【立入検査に関する規定及び実務の現状等】）、立入検査に当たった検査官が、謄写要求に対して実質拒否に近い回答をしたという事例もある。謄写要求は検査拒否又は妨害には当たらないことを明確にするためにも、現在の運用としてではなく、事件関係人の権利として法令に記載されることを強く希望する。【弁護士 江崎滋恒、同 中野雄介、外国法事務弁護士 バシリ・ムシス、弁護士 原悦子、同 青柳良則、同 田中勇気、同 矢上淨子、同 大内麻子（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）】</p> <p>日本では、「事件関係人が立入検査時に提出対象となる資料を謄写することについては、法令上、これを認める、又は認めないとする明文の規定はない。公取委では、実務上、立入検査の円滑な遂行が妨げられない範囲で提出資料の閲覧・謄写に応じている。また、留置された物の閲覧・謄写ができることについて、公取委規則に定めがある（審査規則第18条）」とされている（本論点整理13頁）。</p> <p>EUにおいて認められている手続として、欧州委員会が立入検査の結果、持ち去る資料について立入検査当日に全てを謄写し、謄写された資料の写し各1部を被調査者に交付している¹³⁷。この手続は、被調査者にとって、リニエンシー申請の可否の検討も含めた防御権行使を可能にするために極めて重要である。すなわち、これにより被調査者は欧州委員会が立入検査で発見した証拠について即時に確認することができる。これは被調査者にとっての防御の選択肢を判断するために重要な被調査者の社内調査を迅速に行う上で、非常に高い価値がある。</p> <p>世界各国の競争当局間で実行のタイミング等が調整される立入検査の増加傾向にあって、公取委が立入検査で押収した文書の写しを即時に被調査者に交付しないことは、EUで同時に立入検査を受けている会社と比べて、被調査者が重大な不利益を被る事態となる。EUにおいて欧州委員会の立入検査を受けた会社はEUの審査官が関心を持った文書の写しを立入検査後すぐに入手することになる。従って、これらの会社は、より早急にかつ多くの情報に基づいた社内調査を行うことができ、欧州委員会の立入検査を受けずに日本の公取委の立入検査のみを受けた日本の会社と比べ、EUのリニエンシー告示に基づく欧州委員会の調査への協力を行うか否かの選択の判断をより迅速に行うことができる。その結果、欧州委員会の立入検査を受けずに日本の公取委の立入検査のみを受けた日本の会社が、EUにおける欧州委員会の調査への協力を開始しようとするときには、有利な制裁金減免の順位が、既に欧州委員会の立入検査を受けたEU域内の会社によって占められている可能性すらある。</p> <p>上述の通り、欧州委員会の立入検査手続では、僅かな労力でかつ立入検査に支障をきたすことなく迅速に被調査者に提出対象となった文書の写しが与えられる¹³⁸。具体的には、欧州委員会が立入検査後に持ち去る全ての紙媒体の書類は被調査者が指定するコピー機により1部は欧州委員会のために、もう1部は被調査者のためにコピーされる。電子的な文書については、被調査者が同様にコピー用の機器を指定し1部は欧州委員会のために、もう1部は被調査者のためにコピーされる。この手続は単純であり効率的である上、欧州委員会が謄写する文書のリストを作成する時間を省くことにもつながる。</p> <p>したがって、日本においても、提出資料については、被調査者の申し出により、立入検査当日、提出前に謄写できることを法律上明らかに</p>

¹³⁷ Article 20.2 c) of Regulation No 1/2003; and Explanatory Note, para 9

¹³⁸ Explanatory note, para 15

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	すべきである（本論点整理 22 頁(5)適切な主張反論のための情報の開示 ア. 立入検査時における提出資料の謄写・意見 1 及び 2 を参照）。【弁護士 フレデリック ルイ・同 杉本武重（ウィルマーハイル法律事務所ブリュッセルオフィス）（連名）】
イ. 供述調書作成時に おける供述人への 供述調書の写しの 交付	<p>(再掲)</p> <p>3. 同(3)、(4)並びに(5)イ、及びウについて これらの問題を検討するに当たっては、強制処分であると思われる審尋と任意の事情聴取を明確に区別するべきだと思います。 そして、任意の事情聴取については、本来被聴取者は、自由にこれに応じるかどうか決めることができるものだと思います。 したがって、任意の事情聴取については、被聴取者は、同(3)、(4)並びに(5)イ、及びウのような措置がとられなければ聴取に応じないという態度をとることができ、公正取引委員会は、この要求を受け入れて任意の事情聴取を行うか、それとも審尋を行うかを選択できることとするべきだと思います。【小森谷和信】</p> <p>(再掲)</p> <p>(1)公正取引委員会からの調査に対して、中小企業が十分な防御を行うことを確保する措置（弁護士、関係者等の立会い、供述聴取時の録音・録画、メモ取り、供述調書の写しの交付等）が必要である。【群馬県中小企業団体中央会】 供述者が自らの被疑事実が何かを明確に認識し、適正な防御を行うためには、供述調書が作成された時に、被調査者は写しの交付を請求できる権利を法律上明記すべきである。また、事情聴取時に被調査者がメモ等の記録をとることも認めるべきである。【関西経済連合会】</p> <p>欧米の制度に倣い、供述調書及び審尋調書（以下、供述調書等）の写しを、供述者の求めに応じて交付するよう、法律上明確にすべきである。供述者は、長時間にわたって慣れない取調べを受け、場合によっては膨大な量の調書が作成されることもある中、供述調書にどのようなことがどのように記載されているのかをはっきりと記憶していかなかったり、そもそも理解していかなかったりする場合が多い。供述聴取の内容を供述聴取とほぼ同時的に検証し、弁護士に効果的なアドバイス等を求めるためには、供述調書等の写しが交付されることが必要である。また、これはひるがえって供述録取過程の公正さの担保にもつながる。そもそも供述調書は供述者が供述した内容を記載し、署名・押印が求められる文書であり、これを交付しないことについて到底合理的な理由は見当たらない。</p> <p>供述調書等の交付を認めて、これによって従業員が供述内容を会社に知られることを恐れて真実を語らなくなるといった萎縮効果が生じるとはおよそ考えがたい。不服申立て段階になって供述調書が公取委から提出される可能性は従前から存在したうえ、平成 25 年の独占禁止法改正法第 52 条により、処分前手続段階においても会社が従業員の供述調書を閲覧及び謄写することが認められている。【日本経済団体連合会】</p> <p>署名した自分の供述調書をその場で写しをもらうか、時期をずらしても写しを交付すべきである。【個別事業者】</p> <p>○供述調書作成時における供述人への供述調書の写しの交付については、取調べ過程の検証にどれほど役立つか不明であり、いわゆる口裏合わせに利用される惧れがあり認められるべきではありません。【全国消費者団体連絡会】</p> <p>(再掲)</p> <p>3. 供述聴取時の弁護士の立ち会いについて公正取引委員会側は審決取消訴訟に及んだ事案のうち供述調書の任意性を争ったのは 11 件であったが、任意性を否認された事案はないと述べている。しかしながら、供述聴取において自らが有する権利や、供述内容の法的効果の確認、特に誘導的な質問に対する防御など、様々なケースで弁護士にアドバイスを求めるることは当然の権利として認められるべきである。弁護士の介入の程度について一定のルールを設ければ、弁護士の立ち会いは実態解明機能を低下させるものでなく、かえって適正な供述を促し、任意性を高めた調書をとることができるはずである。また現状では、密室で行われている供述聴取の適正さを事後的、客観的に検証することは困難であるところ、弁護士が立ち会うことにより公正取引委員会の想定するストーリーによる誘導的な尋問などを防止し、供述聴取の公正性、任</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>意性を担保することは、合理性を持つ。この観点からは、求める場合における供述調書の写しの交付、供述中のメモの録取や録音なども同様に認められるべきと考える。【高橋武秀（日本自動車部品工業会）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供述調書の写しは交付すべきである。いくら読上げ確認を行っても全てを把握できず、供述人は不利になる。【株式会社トーシンパッケージ】 <p>被疑事実を確認し、十分な防御権を確保するために、供述人に対して供述調書作成時に供述調書の写しが交付されるべきである。【個別事業者】</p> <p>一般消費者でもあり、企業に勤める会社員でもある立場から意見をさせていただきます。</p> <p>一般消費者の立場としては、独占禁止法の厳正な執行により、事業者間の公正な競争環境が確保されることはとても大切ですが、それはあくまでも、被調査者に対する公正な調査がなされていることを前提としてのことです。</p> <p>今回、とりまとめいただいた論点整理によれば、被調査者の法律知識が不十分であることをいいことに、ややもすれば恣意的な運用がなされているように見えます。</p> <p>例えば、明確なルールもないのに、供述聴取時にメモを取ることも許されない、供述調書の写しも交付されない、外部との連絡も取らないように同意を求められる、などということが行われていることにも驚きを感じました。仮に自分自身が会社員として調査を受けることになった場合に、そのような状況に身を置かされるのかと想像すると、とても怖いと感じます。</p> <p>せひとも、事業者を萎縮させることによる元気のない競争ではなく、明確なルールの透明な運用による、より積極的な公正な競争が行われる環境の整備をお願いしたく存じます。【個人】</p> <p>9. 被疑事実を確認し、十分な防御権を確保するために、供述人に対して後述調書の写しは交付されるべきである。また、その旨法令上の明文規定を設けるべきである。【大ーコンテナー株式会社】</p> <p>被調査者は、供述内容のメモの録取も認められていないため、供述調書に記載された内容について細部まで記憶しておくことは事実上不可能である。その後の手続きにおける防御権の行使や事実関係の調査等を行うにあたっては、供述調書の写しが交付されるべきである。そもそも供述調書は供述者が供述した内容が記載され、署名・押印が求められる文書であり、交付しないことに対する合理的な理由はないものと考えられる。</p> <p>そのため、供述調書作成時における供述人への供述調書の写しが交付されるよう制度を整備すべきである。【中部経済連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被疑事実を確認し、十分な防御権を確保するために、供述人に対して供述調書作成時に供述調書の写しは交付されるべきである。 ・審査手続の段階において、自社の供述調書のうち謄写の対象を具体的かつ明確にすべきである。【経済団体】 <p>被疑事実を確認し、十分な防御権を確保するために、供述調書作成時に供述調書の写しは交付されるべきである。【全国段ボール工業組合連合会】</p> <p>(再掲)</p> <p>3. 事情聴取に関する他の制度について</p> <p>上記2で述べた点以外に、本論点整理では、供述聴取過程の録音・録画、供述人への供述調書の写しの交付、供述人による供述内容のメモ録取についても議論されている。この議論の背景には、多数回かつ長時間にわたる事情聴取に対する手続の適正化という観点があるものと思われる。行政調査の現状を踏まえれば、事業者による調査協力を促す体制の整備としてこれらの制度の採用も必要である。【弁護士 川合弘造、同 中島和穂（西村あさひ法律事務所）（連名）】</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>(再掲)</p> <p>3. (1)取調べの透明性を確保する上で、供述聴取の録音・録画または記録について認めるべき。 (2)又調音の写しの交付を行うべき。【個別事業者】</p> <p>閉鎖された異常な環境内での長時間の取り調べと供述調書の作成、5で述べた事前調査に基づく作り上げられたストリーの押しつけ、記憶にない過去に言及した供述の強制、作成された供述調書へは訂正を許さない等の現状を考えると供述調書控えの本人への交付は必須です。</p> <p>〈関係者の証言〉</p> <p>①安易に押印したその供述調書がもととなって、後日、独禁法違反として勝手で一方的な解釈で処分されてしまう。一つの例が「話し合って合意した。」との供述調書に押印させられた。被疑者の解釈は、近々法律にもとづく地域協議会が開かれるが、事業者の代表として出席するに当たりその意見をとりまとめ、ある程度の意見を得たことを合意と表現したものであった。審査官は話し合っての合意はカルテルをしたとの認識であり、両者の解釈には大きな違いがある。</p> <p>②こちらの事情は一切聞いてもらはず、公取委のシナリオに沿った内容のものしか聞いてくれない。訂正もなかなか受け付けてもらはず根負けして署名押印してしまう。</p> <p>③立入調査直後に公取委は自分達に都合の良いように供述調書を取ってくる。その際（タクシー事業者）は供述の内容のどこが法律に触れるような微妙なところなのか法律知識がないので判断できない。この直後の供述調書が後で問題となった。【新潟市ハイヤータクシー協会】</p> <p>(4) 供述調書の写しを供述人に提供すること</p> <p>供述調書の写しの入手は供述者と企業にとっては極めて重要である。供述者にとってそれは基本的な権利である。企業側でも違反被疑事件に関係した職員は企業内でも通常ごく僅かであり、この僅かの者の違反被疑事件について正確な供述調書のコピーを会社幹部及び法務部ができるだけ早く入手することは、企業側の防衛対策上必要性が高いし、公取委が証拠として使用する資料の正確な内容をできるだけ早く把握することは本件の問題に対する対応を検討する上で最も重要である。米国及びEUでは手続規則で明記している事項であるので、我が国においても規則に明記することが必要である。米国FTCでは供述調書のほか速記録も提供することが義務づけられ(16CFR 2.9条(a)項)、EUでは弁護士の助言を受ける権利が保障され(「告示」48条)ており、防御権の強化が実態解明機能に支障を生じるというのは疑問である。審査権の行使が一方的に行われる場合にはそれは客観的な実態解明に支障をもたらすが、複雑な経済実態と難解な法律の融合物(公取委「改正法の概要」公取委HP)である違反事件の中立的・客観的な事態解明のためには、むしろ複眼的な視点からの審査が必要であり、企業側の弁護士助言は一方的な不適正な審査を抑制し、複眼的な視点からの審査を助長することで適正な審査機能を阻害するものではない。弁護権の強化は適正な審査にとって必要不可欠である。問題は弁護権が濫用されて適正な審査が妨害される場合であり、この場合の境界線が何であるかを明確にして弁護権そのものではなく、弁護権の濫用を制限できる措置をとることが望ましい。【伊従寛(競争法研究協会会長)】</p> <p>3. 供述調書の写しを手交してもらいたい。【コバシ株式会社】</p> <p>長時間に及ぶであろう取調べ内容につき、供述内容が適正に反映されているかを検証することは不可欠である。その為にも写しの交付は認めていただきたい。【個人】</p> <p>【意見の趣旨】</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>公正取引委員会は、供述を聴取し供述調書を作成したとき、又は審尋調書を作成したときは、以下の理由により供述人にその写しを遅滞なく交付することが防御権の確保に資する¹³⁹。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>① 調書の写しを交付することの意義</p> <p>ア 供述人は、これら調書の写しを取得することにより、自己がどのような供述をしたか、自己が供述したとおりの調書となっているかを検証することができる。</p> <p>イ 被疑事業者は、立入検査において被疑事実の要旨及び関係法条を記載した文書を交付された後は、公正取引委員会の審査がどの範囲で進められているか、また正確な実態解明がなされているかを確認する術はない。被疑事業者において供述調書の写しをその都度見ることができれば、当該事業者は、公正取引委員会の審査がどの範囲で行われているか、また供述調書は正確な事実が録取されているかを検証することができる。</p> <p>ウ 供述調書の写しをその都度交付されれば、供述人は、当該調書が供述内容と異なったものとなっている場合、適時にそれを指摘し、公正取引委員会に修正を求めることができる。また、被疑事業者も正確な事実が録取されていない場合は、公正取引委員会へ正確な事実を録取するよう意見書等で要請するなどして、被疑事実の正確な実態解明を求めることができる。公正取引委員会が修正に応じない場合、供述人又は被疑事業者は、その点を指摘した上申書等を公正取引委員会へ提出するなどして、その後の実態解明に役立てることができる。被疑事実の実態解明は、被疑事業者の防御権行使の重要な一部である。</p> <p>② 供述人に供述調書の写しを交付するについての留意点</p> <p>ア 供述人に供述調書をその都度交付した場合、雇用主である被疑事業者が当該供述調書の写しを読み、供述人を雇用関係上不利益に取り扱うことになるのではないか、また供述人は雇用主からの処遇を恐れて萎縮し、正直な供述ができなくなるのではないかとの問題点がある。公正取引委員会による行政処分は、事業者のみに課され、従業員個人に課されることはない。したがって、従業員は、その供述により公正取引委員会から個人として行政処分を受けることはないが、前述のとおり雇用主と従業員との間に、雇用関係上の問題が生ずる場合がある。</p> <p>そこで、従業員のために弁護士が関与し、当該弁護士は、その職責として従業員に対する不当な取扱いを防止する役割を果たすことを検討すべきである。</p> <p>イ 公正取引委員会は、これら調書の写しを交付すれば、その後、証人間、被疑事業者間で口裏を合わせることを可能とするので、審査に支障を来し交付はできないとする。しかし、供述人が、どのような供述をしたかを被疑事業者及び他の証人へ概略であっても伝えることはありうるのであり、調書の写しを交付することによって起こる問題ではない。</p> <p>また、虚偽の供述／若しくは虚偽の報告等をし、又はその従業員へそれらの行為を要請／若しくは不利益な取扱いを暗に示唆し強要した被疑事業者、又は自ら進んでそのような虚偽の供述若しくは虚偽の報告をした従業員に対しては、独占禁止法が定める検査妨害罪（第94条に定める審尋、報告命令における虚偽の陳述、報告など）、課徴金減免制度における減免措置の不適用（第7条の2第17項の課徴金減免申請に伴い提出した報告、資料に虚偽があった場合）などの制裁を課すことに対応すべきである。【弁護士 市川充（東京）、同 岩本安</p>

¹³⁹ 日本弁護士連合会は、繰り返し供述調書の交付をすべきとの提言をしてきた。（「独占禁止法基本問題懇談会報告書に対する意見書」10頁（日本弁護士連合会 2007年8月23日）、「独占禁止法等の一部を改正する法律案に対する意見書」（日本弁護士連合会 2008年5月8日））

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>昭（大阪）、同 大貫裕仁（第二東京）、同 片山達（第二東京）、同 坂田均（京都）、同 苗村博子（大阪）、同 成瀬裕（福岡県）、同 向宣明（第一東京）、同 本多広高（東京）、同 矢吹公敏（東京）、同 矢部耕三（第一東京）、同 山本晋平（第二東京）、同 渡邊新矢（第二東京）（弁護士 13 名の連名）】</p> <p>「独占禁止法審査手続に関する論点整理」の23頁にある「供述調書の写しを作成時に交付すると、供述調整（口裏合わせ）に利用されるおそれがある…」「供述人がメモを録取しようとすると、メモの作成に気を取られて審査官の質問に真摯に対応しなくなる」等の公正取引委員会の見解について、被調査者からは、写しやメモは実態解明の円滑化、早期解明に資する面があるとの意見が出ている。供述者の求めに応じて、一定の範囲内で供述調書の写しが交付できることを明確化すること。【全国中小企業団体中央会】</p> <p>また公取委は、供述調書又は審尋調書¹⁴⁰を作成したときは、供述人に對しその写しを遅滞なく交付すべきである¹⁴¹。供述内容の正確性を冷静な状況で十分に確認できてこそ、供述人ひいては被疑事業者の防御権が保障され、審査手続の透明性及び適正が保障されたということができ、審査の透明性及び効率的な事案解明・真実発見にも資する。これに対して挙げられる「口裏合わせのおそれ」といった懸念は、単なる抽象的・感覚的なものにとどまるといわざるを得ず、また「供述人が萎縮してしまう」といった懸念も、他の手段によって解決されるものであり、いずれも本質的なものではない。【競争法フォーラム】</p>
	<p>3. 意見の理由（供述調書作成時における供述人への供述調書の写しの交付について）</p> <p>(1) 供述人において、公取委による供述聴取に対して自己がどのような供述をしたか、また、それがどのような調書となったかを確認できることは、供述人及び被疑事業者のその後の防御に資するだけではなく、真実発見及び手続の適正にも資するのであり、その方法としても供述調書の写しの交付を受けられることは簡明かつ端的な方法である。</p> <p>(2) 防御権の保障：供述調書の内容について供述人が自らの供述どおりの調書となっているかどうかを確認できて初めて、供述調書の内容が正確でない場合に公取委に対して修正を適時かつ適切に求めることができる。そのような過程を経て調書の内容の正確性が担保されることは当然のことながら供述人ひいては被疑事業者の防御という点から必須である（被疑事業者の防御の観点からすれば、現実に調書をとられるのは自然人である供述人であることから、これら供述人らの供述内容をそれぞれ正確に把握できて初めて被疑事業者は自らが調査の対象となっている事案の全容についての理解を進めることができ、それを前提として初めて実効的な防御ができる。）。そもそも、供述調書には供述人が署名押印していることに照らすと、供述調書は当該供述人が作成名義人となる文書という性格もあるといえ、その本人が写しを請求する場合にこれを拒絶するのはむしろ不合理である。</p> <p>供述人による供述調書の内容の確認は、審査官による威圧の懸念が全くない状況において、十分な時間をかけて冷静に検討することができなければ実効性を欠いた形式的なものとなってしまう。特に、「独占禁止法違反事件は、複雑な経済事案を対象とし法律と経済が融合した分野における専門性の高いもの」¹⁴²であり、法的概念の理解及び適用が必ずしも容易ではないことを考えると一層その必要性は高い。したがって、審査官による聴取手続を離れて調書の内容を正確に確認できることが特に重要となる。</p> <p>現在の実務では供述人の供述内容の正確な理解を通じて被疑事業者が事案の全容について正確に理解できるような制度とはなっておらず、</p>

¹⁴⁰ 本文では供述調書と同様のことが審尋調書にあてはまることから特に断らない限り両者を合わせて「供述調書」という。なお、供述調書の正確性を確保し、その任意性・信用性を担保して手続の適正を図るためにには、供述を録取した際にはその都度必ず供述調書を作成すること、また、公取委の恣意を排除するために一問一答形式で作成されるべきである。当フォーラム提言書（前掲注 128）31 頁以下における意見もこれに軌を一にするものである。また、同意見が問題とする、公取委による任意の事情聴取に関する現在の実務における問題点について同提言書 23ないし 25 頁参照。

¹⁴¹ 当フォーラム提言書（前掲注 128）27 頁以下参照。

¹⁴² 「私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の概要」参照（公取委 HP: <http://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/h25kaisei/index.files/h25gaiyou1.pdf> ）

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>立入検査が実施された場合においても、被疑事実の要旨及び関係法条が簡潔に記載された文書を交付されるほかには、公取委の調査が何を対象としてどの範囲で進められているか確認する術はない。しかし、供述調書の写しを適時に確認する機会が確保されれば、そのような被疑事業者の不利益を一定程度回避することができる。</p> <p>(3) 適正手続の保障：また、自らの供述内容を誤って理解されたり、記録化されたりすることがないように、供述調書の内容について供述人が確認でき、その内容が正確でない場合に公取委に対して修正を適時かつ適切に求めることができるような過程を確保することは適正な手続にも叶う。仮に修正の申入れに公取委が応じなかったとしても、供述人又は被疑事業者は、別途その点について上申書等を公取委に対して提出して再考を促すとともに、審査段階における公取委による事案解明の姿勢ないし過程について記録に残すことができることから、このような機会があることで審査の透明性が確保されるとともに、やはり適正な手続きのもとでの事案の解明が期待できる。</p> <p>なお、供述調書について現在の実務では、供述人に読み聞かせ、閲覧させた上で署名・押印を求めるという形式は踏んでいるが、公取委による聴取が行われたその場で、聴取を行った審査官が面前に在席したままで閲覧させることもあり、審査官による有形無形の圧力から完全に解放された環境において十分な時間をかけて冷静に検討する機会は与えられていない。また、審査規則においては、供述調書を供述人に読み聞かせ、又は供述人に閲覧させてから、誤りの有無を尋ねて増減変更の申立てがあった際には、「その供述を調書に記載しなければならない」とされているにもかかわらず¹⁴³、実際上は、特に審査官が重要と考える部分については容易に訂正に応じないことが多く、そのことが公取委によるストーリーの押しつけという苦情につながっている面もあり、増減変更の申立てに対応する調書記載義務は形骸化している。しかし、それでは供述調書作成の過程が適正手続に則っているとは到底いえないであり、このような運用の是正を徹底するためにも供述調書の写しを交付することが効果的である。</p> <p>(4) 事案解明・真実発見：さらに、供述人の供述内容の正確な理解を通じて被疑事業者の側において事件の全容について理解が高まり、公取委の理解に不十分ないし誤りがある場合にはそれが是正されるという過程を経ることによって、真実の発見がよりよく達せられることとなる。</p> <p>また、供述者及び被疑事業者が供述調書の正確性について確認する機会を与えられ、誤りの指摘及び修正の申入れを適時に行うことができることで、供述の任意性及び信用性に対する無用な紛糾を回避することができ、効率的に事案の解明をすることも可能となる。</p> <p>(5) 供述調書の写しを適時に交付することは、改正法の一つの柱である充実した意見聴取手続と方向性を同じくするものである。したがつて、供述調書の写しを適時に交付することは、意見聴取手続において被疑事業者がその意見を十分に表明し、証拠を適切に提出し、審査官に対して事案の解明に資する質問を効果的にすることができるようになるための情報及び十分な検討時間を当該事業者へ提供することとなる。</p> <p>これに対し、公取委は、審査段階と事前手続段階では供述調書の写しの交付の意味が異なるとする。その要点は、審査段階が真相解明の途中であることから、供述調書の写しを交付すれば口裏合わせが行われるおそれが大きいということにあるようであるが、次に述べるとおりそれは抽象的・感覚的な懸念を超えるものではない。</p> <p>(6) 公取委は、供述調書の写しを作成時に交付してしまうと、口裏合わせが行われるおそれが大きいことを懸念するようである。しかし、公取委は抽象的な懸念を述べるだけであり、供述調書の写しの作成時の交付自体によって実際にどのような結果となりうるかを何ら具体的に指摘していない。供述調書の写しを作成時に供述人に交付しても、公取委の調査に対して新たな支障をもたらすことはない¹⁴⁴。</p>

¹⁴³ 公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）13条2項、11条1項

¹⁴⁴ 今日においては、電子データが証拠として用いられることがますます増えており、供述調書に代わって物証をつなぐという意味でも重要な価値を持つに至っている。また、課徴金減免制度の導入によっても物証をつなぐ役割を果たす供述証拠を公取委は従前の実務とは比較にならないほど容易に入手可能となった。そして、これらの証拠が供述調書に比較して同時性や任意性と

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>(7) また、公取委は、別の懸念として、供述人へ供述調書の写しを作成時に交付した場合、従業員である供述人にとっては自己の供述内容が直ちに雇用主である被疑事業者に伝わることとなり、自身への社内処分をおそれて萎縮してしまい、事業者に不利益な供述をしなくなることをあげるようである。</p> <p>しかしながら、これは従業員たる供述人と雇用者たる被疑事業者の間の雇用関係における不利益取扱いのおそれがあることに問題の核心がある以上、雇用関係を規律する労働法に委ねられるべき領域の問題である。実際、同様の懸念を解決しようとする公益通報者保護法においては、事業者による解雇の無効・その他不利益な取扱いの禁止という枠組を採用している。まして、違反行為に関与していた者についていかなる社内処分からも免責するというのであれば、法令において別途手当をすべきであり、そのような明確な規定を定めないままに被疑事業者に一方的に不利益を課すのは不当である。</p> <p>以上に照らせば、被疑事業者から当該従業員への雇用関係における不当な処遇の可能性については、それを徒らに強調すれば、供述人及び被疑事業者の重要な利益である防御権を一般的に制約することとなり、また、適正な手続の実現をも妨げることとなる。むしろ、供述調書の交付の拒絶という方法によってではなく、公益通報者保護法におけると同様に雇用関係における不利益取扱いを禁止するなど他の方法でこれを防止すべき筋合いのものである¹⁴⁵。</p> <p>(8) なお、供述人が萎縮するおそれがあるという点は、供述録取時における弁護士の立会いにおいても問題になる点であり、そこにおいては被疑事業者とその従業員との間に利益相反関係が生ずる可能性がある場合には立ち会う弁護士を当該従業員個人が選任した弁護士とすることが解決案として考えられている。そこで、供述調書の写しの作成時における交付の場面についても同様の視点からの配慮が必要かどうかが問題となり得るが、供述人の面前で被疑事業者が選任した弁護士が立ち会うこととなる供述録取の場面とは異なり、ここでは供述録取及び供述書作成が行われた後にその写しが交付されるに過ぎないのであるから、その懸念はない。</p> <p>この点、改正法のもとでの意見聴取手続では、被疑事業者は、公取委の認定した事実を立証する証拠であって当該事業者の従業員の供述を録取したものを閲覧・謄写できるとされている（同法52条1項）。すなわち、当該従業員の供述内容については供述調書の閲覧・謄写を通じて被疑事業者が知ることができる法制となっているのであるから、供述調書の写しをその都度交付することとしたとしても、当該従業員に著しい不利益を新たに課すものとはいい難い。【競争法フォーラム】</p>
2 調書については写しの交付を要望します。【個別事業者】	<p>供述者が自らの被疑事実が何かを明確に認識し、適正な防御を行うためには、供述調書が作成された時に、被調査者は写しの交付を請求できる権利を法律上明記すべきである。また、事情聴取時に被調査者がメモ等の記録をとることも認めるべきである。【レンゴー株式会社】</p> <p>オ この関連で、「供述調書作成時における供述人への供述調書の写しの交付」、「供述聴取時における供述人による供述内容のメモの録取」も、その必要性が明確ではなく、かえって、関係事業者にその供述内容を監視する機能を持たせ、従業員が自由に、真実を供述する妨げになるおそれがあると考える。【鈴木恭蔵（東海大学法科大学院教授）】</p> <p>供述聴取において、供述人が自己の供述内容を確認できることは、単に防御権を確保するだけでなく、誤りや不適切な点等があれば適時は正することができるという意味で実態解明にも資するものである。供述調書は供述人が署名押印した文書であり、供述人がその作成名義人</p>

いう観点から質的に優ることが多く、量的にも従前の実務からは想像できないほど供述証拠をもたらしている現在、諸々の弊害を伴っている供述調書を偏重する実務を公取委は見直すべきである。

¹⁴⁵ なお、当該従業員に対する不利益な処遇が被疑事業者によってなされることがあったとしても、労働法の観点からして適法な処分であることもあり得る。したがって、労働法上適法であると許容される、事業者による正当な処分をも制約しないよう、いかなる場合が不当な処遇となるのかについて要件を明確にすることが重要である。

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>である。作成名義人が供述調書の写しを保有することは、むしろ当然のことである。</p> <p>なお、平成25年改正法では、意見聴取手続において自社の供述調書については閲覧・謄写・をする権利が保障されることとなったが、意見聴取手続は排除措置命令等をする直前になされる最終段階の手続であり、その段階ではじめて供述調書の写しを入手することができても遅いといわざるを得ない。供述調書の写しが適時に交付されることにより、誤り等があれば適時に修正する機会が保障されることになり、そうすることは実態解明のためにも好ましいといえる。また、意見聴取手続において被調査者が意見や質問を十分に行い、的確な証拠を提出することができるようするために十分な検討時間を与えるためにも、供述調書の写しが適時に交付されることは重要である。【森・濱田松本法律事務所】</p>
	<p>供述調書の写しの交付については、口裏合わせに使われることも想定されます。そのため認められません。【土田あつ子（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費生活研究所）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調書のコピーの交付やメモの録取も何のために必要なのかを明確にしておく必要がある。 ・重要なのは不当な方法で調書が採られないことを保障することであり、審査の段階で審査対象事業者に従業員の供述内容を知らせることではないと考える。 ・供述者である従業員に調書のコピーを渡したり、メモの録取をさせると、従業員は会社から調書のコピーの提出を命じられたり、メモをとって提出するように命じられた場合、拒否することができないので、従業員の供述内容が直ちに会社に知られることになり、会社の弁護士の立会と同様の問題が生じる。 ・EUのマニュアルを見ても、従業員に対する聞き取りの記録作成段階で、コピーを渡して供述者に検討させることははあるようだが、最終的にサインした記録は渡していないものと思われる(AMP8.3.6(27)(28))。 ・供述内容と異なる調書が作成されないようにするために、調書作成の際に供述者に十分検討する時間を与える、休憩時間中に弁護士等と連絡してアドバイスを求めることが許す等の方法で足り、調書のコピーを渡したりメモの録取をさせる必要はないと思われる。 ・事業者の防御のためであれば、供述調書を含む証拠の内容を公正取引委員会の処分前の事前手続の段階で開示すれば足り、審査中に自社従業員の供述内容を知らせる必要はない。 ・なお、供述調書を含む証拠の開示により会社に不利な供述をしたことが事後的にでも会社に知られてしまうなら、従業員は会社に不利益な事実を話すことをためらうことになる。 ・EUのマニュアルでは、会社に不利益な供述をする従業員の保護のための配慮について記載されており(AMP8.3.6(29)、8.3.7(31))、参考にすべきと思われる。 <p>(結論)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調書のコピーを渡すこと及びメモの録取を許すことは、従業員が事実をありのままに話すことを困難にするので、適当ではない。 ・供述内容と異なる調書が作成されないようにするために、供述者に十分な検討の時間を与える等の方策をとるべきである。【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）】 <p>(3)供述調書作成時においては、供述人に対して調書内容確認のために供述調書の写しが交付され、その内容を独立して吟味する十分な時間と物理的な場所が提供されるべき。【個別事業者】</p> <p>〔意見の要旨〕</p> <p>平成25年法改正により審判制度が廃止され、公取委の行政処分は行訴法による抗告訴訟に服すこととなったことを踏まえれば、現状のような（その写しを交付することで、口裏合わせや調査手法の開示などが懸念されてしまうような）供述調書の作成という自らの審査実務自</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>体を見直すことが、公取委としての急務となっている。証拠とされるべきは、記憶違いがあるならそれを含めての供述人の供述である。それを他の証拠等との関係で如何に評価するか（例えば、ある部分については記憶違いとして事実認定の根拠とはしない、など）は、正に事実認定の問題なのであるから、審査官による供述調書の作成においてではなく、（第一次判断権者としての公取委による）行政処分において示されるべきものである。現状の供述調書は、法的には、私人が任意に作成する陳述書と特に相違がなく、従前の作成実務のままでは、いずれかの時点で、その記載内容は審査官の独自の認識あるいは主張に基づくものとして、措信しがたいとの評価を下される事態が生じうる。証拠の作成収集と、その評価や事実認定とは峻別される必要があるのであって、それによって公取委が上記のような懸念を抱く必要がないような形での、供述聴取の透明化も可能となる。すなわち、一問一答形式での調書の作成である。そしてそのような文脈において、供述調書の写しの交付が実現されるべきである。</p> <p>なお、上記のように審査の過程において審査官が供述調書の作成を通じて事実認定を行ってしまうことは、供述人の立場からすれば、他者である審査官の認識を自らのものとして受容することを余儀なくされることを意味しており、結果として、公取委による調査の公正さや中立性に対する不信感を醸成することになっている。これは、我が国社会における独禁法コンプライアンスの確立・向上との関係で、懸念されるべき深刻な問題である。</p> <p>[主たる理由]</p> <p>供述調書の写しの交付に関して公取委が示す懸念には、「口裏合わせが行われるおそれ」というものが挙げられているが、その具体的な意味は、「調査手法等を開示すること」への抵抗感、あるいは、それを何らかの点で「違反行為の秘匿」に利用されないかという不安、ということのように思われる。「審査段階と事前手続段階では供述調書の写しの交付の意味が異なる」という指摘がされているのも、そのような背景によるものと思われる。そしてそれは、そもそも供述調書自体が、審査段階では開示をためらわざるを得ないほどに、「調査手法」を反映したものとなっていることを意味している。公取委が、供述調書とは「供述人自身が任意に供述した内容をまとめたもの」であると認識しており、また「端緒情報やその時点までに得られている証拠に照らしながら供述を録取している」と指摘しているのは、正に文字通りの意味であり、供述者の供述をそのまま録取しているわけではないということである。</p> <p>以上を要するに、供述調書の作成の際に行われているのは、端的に言えば事実認定である。公取委が、「物証は限定的・断片的であり、それらをつなぐ供述は重要・不可欠なものである」と指摘するのも、そのような趣旨である。しかしながらそれは本来、認定判断権者が行うべきものである。</p> <p>従前から独禁法の実務において活用されてきた供述調書は、供述人の供述内容について、聴取者が（その主張する内容との兼ね合いにおいて）理解した内容を取りまとめたものであるという点で、その実質において、いわゆる民事訴訟における「陳述書」に相当すると称して差し支えない。現状供述調書は、審査官の作成によるものとして、一般的に、被疑事業者側で作成された陳述書よりも信用性を高く評価されてきているものと思われるが、審判手続廃止後の抗告訴訟においてその証拠価値がどの程度のものと評価されていくかは、今後の公取委による審査実務の如何に懸かっている。この点通常の民事訴訟の感覚に即して考えれば、争いのない事項を除き、陳述書に記載があるからといってそのままの事実を措信するわけにはいかず、反対尋問を経る必要があり、根拠となるべき客観的資料の存否が問われる必要がある。判断権者（裁判所）としては、当事者の一方が何らかの法的評価を含む主張を行った際には、その根拠となる生の事実を自ら感得する機会を得ることで、単にその主張を鵜呑みにするのではなく、自らの理性によってその事実認定の妥当性を確信しようとするのであって、実質的証拠法則の廃止も踏まえ、まず公取委自身、証拠と、証拠に対する自らの評価を峻別する必要があることを強く認識すべきである。そしてそのために求められるのが、供述の録取に関する手続についての透明性の確保であり、それを実践することにより、公取委による法執行がより充実したものと</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>なり得るのである。</p> <p>今回の論点整理において議論されている、供述調書の写しの交付や、供述聴取の可視化（録音録画）、供述聴取への弁護士の立会いなどを実施することになれば、供述調書作成の実務、特にその形式は、おそらく現在のように審査官が自ら理解した内容を記載して作成するのではなく、実際の一問一答の問答を記録する形式に帰着していくことが推測される。それでは現在の供述調書よりも、事実認定のための資料としての「分かりやすさ」において劣後するという懸念もあり得る。しかし、それは公取委としての（排除措置命令等を通じての）事実認定として行えば足りるのであり、また上記のように本来それこそが本則である。</p> <p>以上のとおり、供述調書の写しの交付の是非については、特に今般審判制度が廃止されたことを踏まえての検討が必要であり、公取委としては、「口裏合わせが行われるおそれ」や「調査手法等を開示すること」を懸念してそれらを否定するという立場をとるべきではなく、むしろそれらを懸念する必要のないような供述調書の作成実務を検討すべきである。そうでないかぎり、いずれかの時点で、審査官作成による供述調書は、単に当該審査官の独自の事実認識についての主張を整理したものに過ぎず、にわかには措信しがたいとの評価を受ける事態にもなりかねないと思われる。</p> <p>[補足的理由 1]</p> <p>今回の論点整理では、公取委から、供述聴取の写しの交付に関する懸念として、「違反行為に関与していた従業員にとっては自身の供述内容が直ちに事業者に伝わることとなるから、自身への社内処分を恐れて萎縮てしまい、事業者に不利益となる供述をしなくなる」という点も挙げられている。</p> <p>しかしながらこれも、交付されることになる供述調書の内容が、審査官による事実認定に及ぶようなものとなってしまっているが故に生じる懸念である。そもそも、供述調書の写しの交付がなされるか否かに拘わらず、一般に、違反行為に関与していた供述人は、それに関する供述を行うこと自体について、「自身への社内処分を恐れて萎縮」することはありうる。そして、作成される供述調書が、実際の一問一答を忠実に反映したものである限り、その写しが交付されること自体から生じる萎縮というものは考えられない。</p> <p>[補足的理由 2]</p> <p>小職が実際の独禁法違反に関する調査手続に関与した際の経験の限りにおいて、上記のような透明性が確保されていない形での供述聴取が実施されることにより、公取委による法執行が、かえって独禁法に対する不信感を醸成してしまうという事象が見受けられている。例えば、自らの記憶に従って供述したところ、「端緒情報やその時点までに得られている証拠に照らし」てそれは「ありもしない事実」でしかないとき、それとは異なる、審査官が「まとめた」内容への署名を余儀なくされた供述人が、しばしば、公取委の中立性や公正さに対して、極めて否定的な印象を頂いたまま、事案の終結を迎えるという状況がある。これは、ひいては公取委により執行される独禁法自体に対する不信感にもつながってしまっており、独禁法コンプライアンスの確立にとって極めて不幸な状況である。この点公取委は、「任意性が疑われるような聴取は行われていない」、あるいは從前「供述調書の任意性・信用性が否定されたことはない」などと指摘するようである。しかし、それは供述人自身が決めるべきことであって、公取委はそれを云々すべき立場にはなく、そもそもそれが争点になること自体に大きな問題がある。</p> <p>また今回の論点整理に際して公取委が「審決取消訴訟において供述調書の信用性等が争われた事例」として整理したものは、実態として供述調書の信用性が争われた事案全てを網羅したものとはなっていない。あくまで、それが明示的に争点として掲記されることとなった事案のみを挙げているに過ぎないと思われる。実態としては、供述調書自体が審査官としての事実認定の結果を示したものであるため、被審人の不服申立ては、その内実としてほぼ全件において供述調書の信用性を争っているというべき状況にある。事実、小職が被審人代理人として関与</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>した事案においても、事実認定において供述調書をどの程度信用すべきかが問題となったが、当該事案は上記資料中には「供述調書の信用性が争われた事例」としては記載されていない。</p> <p>以上を要するに、審査官がその審査手続の中で、供述調書作成の際に（基本的に全件において）供述人に対して、審査官としての事実認定を了承することを求めているという実態があるため、その経験者は、公取委による法執行に対して不信感を拭えないという個人的な感情を抱いてしまうということが生じているのである。これは、独禁法コンプライアンスの観点から極めて不幸な状況であるといわざるを得ないのであって、是非とも改善が望まれる。【弁護士 向宣明（桃尾・松尾・難波法律事務所）】</p> <p>事件関係人の防御は、時宜に応じて行う必要があるところ、供述調書作成後即座に供述調書の閲覧及び謄写が認められないでは、事件関係人がその後の手続において、必要十分な防御を尽くすことが困難となる場合もある。また、公取委の立証に必要な供述調書しか審判等では提出されず、事件関係人にとって有利となる供述調書が存在するにもかかわらず、それを審判等で使用することができなくなる危険性も存在することから、実態解明の観点からも、供述人には供述調書の閲覧謄写請求権が保障されるべきである。なお、証券取引等監視委員会は、認定した事実を記載した書面を被検査者に対して交付し、内容確認を求めていたという事例が存在しており、同じ行政手続である公取委の調査においても、少なくとも同様の対応は可能であると考えられる。</p> <p>この点について、公取委は、供述調整の危険性及び事業者に供述内容が伝わることで自身への社内処分を懸念した萎縮効果を理由として、供述調書の写しの交付を拒否しているが（23頁、3（5）イ（意見）3項目■）、供述調整を行うのであれば、そもそも供述聴取前に行っているはずであり、供述調書の写しの交付とは無関係であり、また、平成25年改正により遅くとも処分前手続において供述調書の謄写が可能であり、社内処分を懸念した萎縮効果も供述聴取時に供述調書の写しの交付を拒否する理由にはなり得ない。むしろ、供述調書の閲覧・謄写が遅れることで、事件関係人の側で適切な社内調査を行うことができず、事件関係人の防御に支障をきたすばかりか、実態解明にも悪影響を及ぼすことが懸念されるところである。【弁護士 江崎滋恒、同 中野雄介、外国法事務弁護士 バシリ・ムシス、弁護士 原悦子、同 青柳良則、同 田中勇氣、同 矢上淨子、同 大内麻子（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）】</p>
ウ. 供述聴取における供述人による供述内容のメモの録取	<p>（再掲）</p> <p>3. 同（3）、（4）並びに（5）イ、及びウ.について</p> <p>これらの問題を検討するに当たっては、強制処分であると思われる審尋と任意の事情聴取を明確に区別すべきだと思います。</p> <p>そして、任意の事情聴取については、本来被聴取者は、自由にこれに応じるかどうか決めるができるものだと思います。</p> <p>したがって、任意の事情聴取については、被聴取者は、同（3）、（4）並びに（5）イ、及びウ.のような措置がとられなければ聴取に応じないという態度をとることができ、公正取引委員会は、この要求を受け入れて任意の事情聴取を行うか、それとも審尋を行うかを選択できることとするべきだと思います。【小森谷和信】</p>
	<p>（再掲）</p> <p>（1）公正取引委員会からの調査に対して、中小企業が十分な防御を行うことを確保する措置（弁護士、関係者等の立会い、供述聴取時の録音・録画、メモ取り、供述調書の写しの交付等）が必要である。【群馬県中小企業団体中央会】</p> <p>（再掲）</p> <p>供述者が自らの被疑事実が何かを明確に認識し、適正な防御を行うためには、供述調書が作成された時に、被調査者は写しの交付を請求できる権利を法律上明記すべきである。また、事情聴取時に被調査者がメモ等の記録をとることも認めるべきである。【関西経済連合会】</p> <p>供述者が取調べ中に記録を作成することについても、現状の運用では認められていないようであるが、これについても供述調書等の写しの交付と同様拒否される理由はなく、認められるべきである。【日本経済団体連合会】</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>(再掲)</p> <p>○透明・適正な審査を実現するため、密室での取り調べの際には、少なくとも供述者にメモを取る自由を認めるとともに、必要に応じて録音・録画を認めるべきである。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事情聴取では、供述調書に的確に供述内容が反映されているかを確認できるようにするため、メモをとる自由を認めるべきである。また、供述の任意性を確保する観点から、必要に応じて録音や録画を認めるべきと考える。【日本商工会議所、東京商工会議所（連名）】
	<p>(再掲)</p> <p>3. 供述聴取時の弁護士の立ち会いについて公正取引委員会側は審決取消訴訟に及んだ事案のうち供述調書の任意性を争ったのは11件であったが、任意性を否認された事案はないと述べている。しかしながら、供述聴取において自らが有する権利や、供述内容の法的効果の確認、特に誘導的な質問に対する防御など、様々なケースで弁護士にアドバイスを求めるることは当然の権利として認められるべきである。弁護士の介入の程度について一定のルールを設ければ、弁護士の立ち会いは実態解明機能を低下させるものでなく、かえって適正な供述を促し、任意性を高めた調書をとることができるのはずである。また現状では、密室で行われている供述聴取の適正さを事後的に、客観的に検証することは困難であるところ、弁護士が立ち会うことにより公正取引委員会の想定するストーリーによる誘導的な尋問などを防止し、供述聴取の公正性、任意性を担保することは、合理性を持つ。この観点からは、求める場合における供述調書の写しの交付、供述中のメモの録取や録音なども同様に認められるべきと考える。【高橋武秀（日本自動車部品工業会）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査当日の供述聴取した内容の記録を認めるべきである。いきなりの立入であり気が動転し内容の十分な把握が出来ない。 ・供述聴取開始にあたり供述内容の記録録音は禁止されている旨の説明はなされているが、体験から判断し供述内容の記憶だけでは一方的に不利になるように感じられた。 ・聴取中の内容の記録が認められず、途中での内容の変更や趣旨の履き違え等の確認が出来ず、不利益につながる。 ・調書の読み合わせが終わり清書に行くため調査官が退室。その後再度変更があった。当方に記録がなく修正前後の変更内容の確認が出来ず不利益である。【株式会社トーシンパッケージ】
	供述聴取後に効果的な対応が図れるようにするため、供述人が供述時の実態について記録することを認めるべきである。【個別事業者】
	<p>(再掲)</p> <p>1. 供述聴取時にメモや録音がとれない。審査官が大声で怒鳴るなど恫喝された供述人もあり、動揺しての供述で事実と異なる場合でも供述の内容が訂正できない。密室での2対1の聴取であり、供述聴取や供述調書に不信感がある。【個別事業者】</p>
	<p>(再掲)</p> <p>一般消費者でもあり、企業に勤める会社員でもある立場から意見をさせていただきます。</p> <p>一般消費者の立場としては、独占禁止法の厳正な執行により、事業者間の公正な競争環境が確保されることはとても大切ですが、それはあくまでも、被調査者に対する公正な調査がなされていることを前提としてのことです。</p> <p>今回、とりまとめいただいた論点整理によれば、被調査者の法律知識が不十分であることをいいことに、ややもすれば恣意的な運用がなされているように見えます。</p> <p>例えば、明確なルールもないのに、供述聴取時にメモを取ることも許されない、供述調書の写しも交付されない、外部との連絡も取らないように同意を求められる、などということが行われていることにも驚きを感じました。仮に自分自身が会社員として調査を受けることになった場合に、そのような状況に身を置かされるのか想像すると、とても怖いと感じます。</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>ぜひとも、事業者を萎縮させることによる元気のない競争ではなく、明確なルールの透明な運用による、より積極的な公正な競争が行われる環境の整備をお願いしたく存じます。【個人】</p> <p>8. 供述聴取の過程について、供述者がメモをとることを認めるべきである。【大一コンテナー株式会社】</p> <p>供述聴取時における供述内容のメモの録取についても、供述調書の写しの交付と同様に可能とすべきである。【中部経済連合会】</p> <p>・供述聴取後に弁護士に相談して的確なアドバイスを求めることができるようするため、供述人が供述聴取の内容を記録することを認めるべきである。【経済団体】</p> <p>供述聴取後に弁護士に相談してアドバイスをもらうようにするため、供述人が供述聴取の内容をメモすることを認めるべきである。【全国段ボール工業組合連合会】</p>
	<p>(再掲)</p> <p>3. 事情聴取に関する他の制度について</p> <p>上記2で述べた点以外に、本論点整理では、供述聴取過程の録音・録画、供述人への供述調書の写しの交付、供述人による供述内容のメモ録取についても議論されている。この議論の背景には、多数回かつ長時間にわたる事情聴取に対する手続の適正化という観点があるものと思料する。行政調査の現状を踏まえれば、事業者による調査協力を促す体制の整備としてこれらの制度の採用も必要である。【弁護士 川合弘造、同 中島和穂（西村あさひ法律事務所）（連名）】</p>
	<p>(再掲)</p> <p>3. (1)取調べの透明性を確保する上で、供述聴取の録音・録画または記録について認めるべき。</p> <p>(2)又調音の写しの交付を行うべき。【個別事業者】</p> <p>これも5で述べたことと同じです。弁護士の立会が許されないなら、メモの録取は必須です。</p>
	<p>〈関係者の証言〉</p> <p>①机を叩いたり大声を出したりするなどの行為はなかったが、とにかく自分達（公取委）のシナリオどおりに進めていく畳みかけるような話しぶり。こちらからの意見を主張しても無駄。「メモしてよいか？」と聞いたところ、「取らないでくれ！」との回答であった。</p> <p>②公取委は何を問題にして、何を引きだそうとして聞いているのか？その意図が独禁法など知らない一般人の私らには分からぬ。取り調べられている内容を弁護士に正確に伝える必要があるのだが、一日中長い取り調べの中で記憶していられないため、録音やメモは取らせてもらいたい。相手は一方的に記録して、私らができるのは不公平と思う。【新潟市ハイヤータクシー協会】</p> <p>実務上認めていないようだが、本来禁止されるべきものとは考えられないので、認めていただきたい。【個人】</p>
	<p>【意見の趣旨】</p> <p>現行独占禁止法及び審査規則は、供述聴取時において供述人が自己の供述についてメモを取ることを認めるべきである。</p>
	<p>【意見の理由】</p> <p>① メモをとることにより、事後に自らの供述を正確に検証することができ、それに基づき弁護士へ適宜相談し、供述内容の適正さ、法律的な意味などについて助言を受けることができる。</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>② 被疑事業者は、供述人から正確な供述内容を知ることができ、適宜、その防御権の行使に役立てることができる。</p> <p>③ 供述聴取手続の透明性、適正さ、及び供述内容の変遷を検証することができる。</p> <p>④ 供述調書が作成されない場合にも、メモをとることにより、供述聴取を記録化することができる。【弁護士 市川充(東京)、同 岩本安昭(大阪)、同 大貫裕仁(第二東京)、同 片山達(第二東京)、同 坂田均(京都)、同 苗村博子(大阪)、同 成瀬裕(福岡県)、同 向宣明(第一東京)、同 本多広高(東京)、同 矢吹公敏(東京)、同 矢部耕三(第一東京)、同 山本晋平(第二東京)、同 渡邊新矢(第二東京)(弁護士 13名の連名)】</p> <p>供述者が自分の記憶を整理・確認できるよう取調べ中のメモの録取を認めること。【全国中小企業団体中央会】</p>
(再掲)	<p>1. 意見の骨子</p> <p>独占禁止法分野では、行政調査のほか、犯則調査、刑事手続が並存しており、互いの関係が複雑であるため、供述人には、現在行われている手続や自らの供述や調書の記載の法的效果を正しく理解することが困難である。にもかかわらず、調査は供述調書に多分に依拠して進められているという実態がある。しかも、後述するとおり、身体拘束がないとはいっても、供述聴取の実態からすれば、必ずしも真の意味での任意性が確保されているわけではない。ちなみに、供述聴取過程の録音・録画によって供述人に委縮を生じさせる可能性があるのではという指摘に関して、委縮効果は、そもそも録音・録画特有の問題ではないため、この指摘は正鶴を射た懸念ではない。なにより、供述聴取の過程が適正に保たれているというプロセスそのものが重要であるという点が軽視されている。</p> <p>したがって、供述聴取過程の検証可能性の確保、すなわち、録音・録画等の記録化を通じた審尋・供述聴取の可視性、透明性の向上、供述の任意性及び審査手続の適正の確保が検討されるべきである¹⁴⁶。</p> <p>ちなみに、供述調書の聴取過程の録音は、多くの法領域において実施されている¹⁴⁷。</p> <p>また本来、真に任意の供述聴取においては、供述人による録音等は認められて然るべきである。【競争法フォーラム】</p>
(再掲)	<p>まず、独占禁止法の運用実態に関するアンケート結果¹⁴⁸によれば、密室での供述聴取は長時間に亘る傾向があり、供述人に対し、誘導的・威圧的な事情聴取等が行われることも少なくなく、このことは供述聴取前後等に会社や弁護士に相談できるからといって、許されたり、任意性が担保されるものではなく、また、身体拘束の有無によって異なるものではない。さらに、真に任意であれば、供述人による IC レコーダーの持込みも含め、供述人が求めれば、録音・録画が認められて然るべきであるが、実務上は一切認めておらず、のこと自体、任意な手続としての性格を逸脱しており、問題がある。【競争法フォーラム】</p>

¹⁴⁶ 当フォーラムは、「審査手続の在り方に関する提言書」(平成 21 年 11 月 10 日付) (<http://www.jclf.jp/taskforce.pdf>) (以下、「当フォーラム提言書」という。) 22 頁において同意見を述べている。

¹⁴⁷ ICN Agency Effectiveness Project on Investigative Process, Investigative Tools Report § 5.2 (2013), available at <http://www.internationalcompetitionnetwork.org/uploads/library/doc901.pdf>

¹⁴⁸ 平成 26 年 2 月の経営法友会独占禁止法研究会による「審判制度廃止後の独占禁止法の適正手続確保及び国際化に向けた提言」

(<https://www.keieihoyukai.jp/opinion/opinion87.pdf#search=%E7%B5%8C%E5%96%B6%E6%B3%95%E5%8F%8B%E4%BC%9A%E7%8B%AC%E5%8D%A0%E7%A6%81%E6%AD%A2%E6%B3%95%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%BC%9A>) 中の「II 現状の調査手続の運用実態からの考察（アンケート結果）」を参照。

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>さらに公取委は、供述人が供述内容のメモを録取することを認めるべきである¹⁴⁹。メモの録取については法令上これを禁止する規定はなく、聴取が任意の手続として行われるのであれば本来は当然に認められてしかるべきものである。ここでもまた公取委の挙げる懸念は抽象的なものにとどまっており、むしろ防御権や手続の適正・透明性の観点から供述調書の正確性を検証する手段を付与することを優先すべきである。</p> <p>【競争法フォーラム】</p> <p>4. 意見の理由（供述聴取時における供述人による供述内容のメモの録取について）</p> <p>現行の法令上、供述聴取時において供述人が供述聴取の内容についてメモを取ることを明示的に禁止する規定を置いていない。にもかかわらず、現在の公取委の実務では、供述人による供述聴取の内容のメモの録取を認めていない。まして、そもそも聴取に応ずるのか否かが本来自由であり、また、聴取に応じたとしても自由に退出が認められる、任意の手続として聴取がされる場合においては、メモの録取を禁止する合理的な理由はなく、むしろ手続の任意性になじまない。</p> <p>さらに、メモの録取は、供述人が自らの供述内容について正確に検証するために有効な手段であり、それに基づいて弁護士に相談することができれば的確な助言を受けることができる。このことは被疑事業者の防御の観点からも等しくいえることであり、このように供述人及び被疑事業者の防御に資するだけではなく、供述内容の正確性を速やかに検証できることで手続の適正及び透明性を確保することができ、また、事案の効率的な解明の助けとなる。したがって、公取委は、供述人が供述内容のメモを録取することを認めるべきである。また、現在の実務においては公取委がメモの録取を認める一方で供述聴取の終了時に当該メモの提出を命ずる例もあるが、上記のとおり録取したメモを用いて供述内容の正確性を確認・検証することを可能にすることにメモの録取を認める意味があるのであり、このように当該メモを公取委が事実上回収することとなつては無意味であるから、提出を命ずる場合には最低限その写しを供述人に交付すべきある。</p> <p>また、メモの録取については、上記のとおりその手続の任意性からして、供述録取時の弁護士の立会いや供述調書の作成時における写しの都度交付が認められるか否かに関わりなく認められるべきである。また、供述調書の作成時における写しの都度交付が認められたとしても、聴取の度毎に供述調書が作成されるとは限らない任意の聴取手続を中心とする実務のもとでは、聴取期日において供述調書の作成がされない場合にはやはりメモの録取を認める必要は高い。</p> <p>なお、公取委は、メモの録取を認めてしまうと、供述人がメモの作成に気を取られて審査官の質問に真摯に対応しなくなるとともに、メモの作成のために供述聴取が頻繁に中断されることとなるほか、当該メモにより供述調整（口裏合わせ）が容易になるおそれがあるとの意見のようである。しかし、前者の点については、メモの録取を認めるに公取委による供述聴取の円滑な進行が妨げられるおそれがあるというに過ぎないのであり、メモの録取によって達成される利益に優先する利益とはいえず、また、供述人の個性に左右されるものであることに照らすと一般的・全面的にメモの録取を否定する根拠とはなり得ない。また、後者の口裏合わせのおそれがあるとの点については、供述調書の写しの交付の場合と同様、抽象的・感覚的な懸念に過ぎず、メモの録取自体によってそのようなおそれが生じることについて何ら具体的な説明がされていない。したがっていずれの点も、メモの録取を否定すべきとの意見の理由とはなり得ない。【競争法フォーラム】</p> <p>(再掲)</p> <p>供述者が自らの被疑事実が何かを明確に認識し、適正な防御を行うためには、供述調書が作成された時に、被調査者は写しの交付を請求できる権利を法律上明記すべきである。また、事情聴取時に被調査者がメモ等の記録をとることも認めるべきである。【レンゴー株式会社】</p> <p>(再掲)</p> <p>オ この関連で、「供述調書作成時における供述人への供述調書の写しの交付」、「供述聴取時における供述人による供述内容のメモの録取」も、</p>

¹⁴⁹ 当フォーラム提言書（前掲注128）29頁以下参照。

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>その必要性が明確ではなく、かえって、関係事業者にその供述内容を監視する機能を持たせ、従業員が自由に、真実を供述する妨げになるおそれがあると考える。【鈴木恭蔵（東海大学法科大学院教授）】</p>
<p>(再掲)</p>	<p>3. 立入検査の際及びその後の「任意」の事情聴取については、「任意」である以上、弁護士立会い、聴取を中断して弁護士に電話等で相談、録音録画、メモの録取等は本来禁止できないはずであるが、公取委では、実務上、これらを認めていないことである。これらについては、原則通り、認めるべきと考える。また、聴取時点で従業員に対して「任意」の意味及び禁止されない事項が明示されるべきと考える。【電子情報技術産業協会】</p>
<p>(再掲)</p>	<p>3. 立入検査時及びその後の「任意」の事情聴取については、「任意」である以上、弁護士立会い、聴取を中断して弁護士に電話等で相談、録音録画、メモの録取等は本来禁止できないはずである。公取委は「任意」の協力を求めて同意を得ているとしているが、行政庁と個人・民間企業との関係において、事実上の強制となる（と当事者が感じる）可能性がある。したがって、聴取時点で従業員に対して「任意」の意味及び禁止されない事項が明示されるべきと考える。【個人】</p>
	<p>公取委による供述聴取について、供述人によるメモの録取を禁じる根拠規定は存在しない。公取委の供述聴取は供述人の任意で行われることが多いところ、任意で行われる供述聴取については特に、メモの録取が禁じられるのは不合理である。供述調書の写しの交付と同様、供述人がメモを録取して持ち帰り、公取委による質問と自己の供述の内容を確認できることは、単に被調査者の防御権を確保するだけでなく、誤りや不適切な点等があれば適時に是正することができるという意味で実態解明にも資するものであるから、認められるべきである。</p> <p>これに対し、公取委は、供述人がメモを録取しようとすると、メモの作成に気を取られて質問に真摯に対応しなくなるとともに、メモの作成のために供述聴取が頻繁に中断されることとなると主張するが、メモを録取させることと質問に真摯に対応させることは両立しうるものである。供述人においては、メモを録取できるのであればその分だけ供述聴取に時間がかかることを容認する者も存在し、むしろそのような者がほとんどであろうと考えられるところ、供述人にその選択権を与えることなく、一律にメモの録取を禁じることは合理的でない。</p> <p>なお、録取したメモは持ち帰れなければ無意味であるから、持ち帰りも当然に認められるべきである。【森・濱田松本法律事務所】</p>
<p>(再掲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調書のコピーの交付やメモの録取も何のために必要なのかを明確にしておく必要がある。 ・重要なのは不当な方法で調書が採られないことを保障することであり、審査の段階で審査対象事業者に従業員の供述内容を知らせることではないと考える。 ・供述者である従業員に調書のコピーを渡したり、メモの録取をさせると、従業員は会社から調書のコピーの提出を命じられたり、メモをとって提出するように命じられた場合、拒否することができないので、従業員の供述内容が直ちに会社に知られることになり、会社の弁護士の立会と同様の問題が生じる。 ・EUのマニュアルを見ても、従業員に対する聞き取りの記録作成段階で、コピーを渡して供述者に検討させることははあるようだが、最終的にサインした記録は渡していないものと思われる（AMP8.3.6 (27) (28)）。 ・供述内容と異なる調書が作成されないようにするためにあれば、調書作成の際に供述者に十分検討する時間を与える、休憩時間中に弁護士等と連絡してアドバイスを求めるなどを許す等の方法で足り、調書のコピーを渡したりメモの録取をさせる必要はないと思われる。 ・事業者の防御のためであれば、供述調書を含む証拠の内容を公正取引委員会の処分前の事前手続の段階で開示すれば足り、審査中に自社従業員の供述内容を知らせる必要はない。

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<ul style="list-style-type: none"> なお、供述調書を含む証拠の開示により会社に不利な供述をしたことが事後的にでも会社に知られてしまうなら、従業員は会社に不利益な事實を話すことをためらうことになる。 EU のマニュアルでは、会社に不利益な供述をする従業員の保護のための配慮について記載されており (AMP8.3.6 (29)、8.3.7 (31))、参考にすべきと思われる。 (結論) 調書のコピーを渡すこと及びメモの録取を許すことは、従業員が事実をありのままに話すことを困難にするので、適當ではない。 供述内容と異なる調書が作成されないようにするために、供述者に十分な検討の時間を与える等の方策をとるべきである。【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）】 <p>まず、現状の調査手続は、上記のとおり強力な権限で、いわゆる黙秘権もない(黙秘した場合は調査の拒否として罰則が科される(独占禁止法94条1号))。もちろんのこと自体についても問題はあり、刑事手続における自己負罪拒否特権に相当する権利の導入の検討は行われるべきである。その点はここでは措くとして、黙秘権がないこと(すなわち、公正取引委員会が、審査の対象者に不利な情報のみを集め得ること)と、事案の適切な処理(すなわち、審査の対象者に有利な情報も十分斟酌した上での処理)のバランスを実務上取るとすれば、審査において、公正取引委員会が、審査の対象となった者に有利な事情もあまねく聴取・収集して、事案の処理に反映するしかないとと思われる。</p> <p>そのためには、審査手続の段階から多面的な意見・事案の見方を公正取引委員会にインプットする必要が高く、最低限、供述聴取時における供述人による供述内容のメモの録取を認めて、それを弁護士等も交えて十分に検討し、審査の対象者の見解を構成して、公正取引委員会に伝えていく必要があると思われる。</p> <p>また、これは、将来的に、刑事手続における自己負罪拒否特権に相当する権利が導入された場合にも共通する事柄であるが、審査官の質問に問題がないかどうか(過度な誘導がないかどうか等)を後日のために記録する意味でも(手続の透明性の確保)、供述聴取時における供述人による供述内容のメモの録取は有効である。懇談会における公正取引委員会の職員に対するヒアリングによれば、同委員会による供述聴取に問題はないとのことであるので(懇談会第5回議事録参照)、公正取引委員会としては、「堂々と」供述内容のメモの録取を認めればよいだけだと思われる。【シティユーワ法律事務所有志一同】</p>
	<p>ア　任意の取調べ (p14 関係)</p> <p>本論点整理で挙げられている防御権を事件関係人に保障することについて、公正取引委員会の側からは消極的な意見が目立つようにみえる。それは評価の問題であることは理解しているが、公正取引委員会が新たに防御権を拡充する必要性は高くないとの態度をとるのは、独占禁止法審査手続における供述聴取は任意のものであることを背景とするものと思われる。</p> <p>仮に、真に任意の取調べなのであれば、聴取中か否かを問わず、弁護士と相談したり弁護士に報告したりすることが当然認められるはずであるし、供述人によるメモの作成も制限されるいわれはないはずである。</p> <p>それにもかかわらず、現在の実務では、聴取中以外にしか弁護士との相談等を認めないし、供述人によるメモの作成も認めないとの取扱いがなされており、いずれも理由がないことであるから、速やかに是正されるべきである。【弁護士　島津　圭吾 (R&G横浜法律事務所)】</p> <p>供述聴取時に供述人がメモを録取することは、供述調書の閲覧・謄写と並んで、事件関係人が供述内容を即時に把握し、時宜に応じた防御を取る上で、必要不可欠な権利である。この点についても、公取委は供述調整を懸念しているが(23頁、3(5)ウ(意見)2項目■)、前記イと同じくメモの録取と供述調整は関係が無い。</p> <p>なお、この点についても、証券取引等監視委員会の実務はより関係人の防御権を確保しており、実際に供述人がメモを録取することのみならず、供述人が所属する会社の法務部・コンプライアンス部の従業員によるメモの録取も認めている。【弁護士　江崎滋恒、同　中野雄介、</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	外国法事務弁護士 バシリ・ムシス、弁護士 原悦子、同 青柳良則、同 田中勇気、同 矢上淨子、同 大内麻子（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）】
(6) 行政調査に係る制度・運用についての知識の共有等・法的根拠の明示	<p>公取委による立入検査は、間接強制の調査であるが、被調査者は必ずしもその性質を理解しているわけではなく、強制の調査であると誤認している場合もある。立入検査を行うにあたっては、被調査者に対し、立入検査は間接強制の調査であること及び調査に協力しない場合に受ける不利益の具体的な内容、審査官の権限の範囲を明らかにするなど立入検査に関する説明や根拠の提示を徹底し、被調査者にとっての受忍限度の範囲が明らかになるようにすべきである。【日本経済団体連合会】</p> <p>○立入調査時においては、事業者に立入調査に関する根拠をわかりやすく説明すると共に、その法的性質、調査対象の範囲についても明示的に説明するべきである。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査開始時に渡される被疑事実の告知書には調査の法的性質が明示されておらず、調査に協力しない場合は罰則がある旨のみ記載がされている。しかし、このような罰則の記載のみでは、立入調査の性格が必ずしも明らかではなく、任意の調査なのか間接強制による調査なのかが十分に理解されていない。中小企業は大企業等と異なり、法務対応力が乏しいことから、リニエンシーに対応するための従業員へのヒアリングや顧問弁護士への連絡等の必要性を判断しにくいとの指摘がある。【日本商工会議所、東京商工会議所（連名）】 ・公正取引委員会は、立入検査における法的根拠と被調査者にとっての受忍限度の範囲についての指示を徹底すべきである。【個別事業者】 <p>(再掲)</p> <p>2. 立入検査において、事業所によっては、関係ない書類が留置され、拘束時間も長かった（朝9時から22時）。強制の調査だと誤認してしまうため、審査官の権限として間接強制でどこまでできるのかを明らかにすべきである。【個別事業者】</p> <p>6. 公正取引委員会は、立入検査における法的根拠と被調査者にとっての受忍限度の範囲の指示を徹底すべきである。【大一コンテナー株式会社】</p> <p>(再掲)</p> <p>立入検査時に交付される被疑事実等告知書の記載は、被疑事実の要旨が広範囲で調査の範囲が不明確である。まずは、被調査者が法的根拠および調査の範囲を理解できるよう制度を整備すべきである。【中部経済連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会は、立入検査において法的根拠と被調査者にとっての受忍限度の範囲の提示を徹底すべきである。【経済団体】 <p>公正取引委員会は、立入検査の法的根拠と被調査者の受忍限度の範囲の提示を運用指針の公表等を通じて徹底すべきである。作成された運用指針等の普及啓発のため、業種別などきめ細かな講習会を実施すべきである。【全国段ボール工業組合連合会】</p> <p>(1) 被疑事実の具体的な告知が必要であること</p> <p>立入検査に際して、審査官は審査官証を提示してそれを行うが（法47条3項）、その審査官証には審査対象事業者又は団体、対象となる商品又は役務、及び独禁法違反の行為類型が極めて抽象的に必要最小限に記載されており、より具体的な告知が必要である。立入検査の前にその時点で告知する具体的・暫定的な被疑事項をできるだけ詳しく書面に整理して立入の際に提示することがその後の企業側の協力を求める場合にも必要である。【伊徳寛（競争法研究協会会長）】</p> <p>検査根拠と内容が曖昧である。立入検査を行うにあたっては、被調査者に対し、立入検査は任意の調査であること及び調査に協力しない場合に受ける不利益の具体的な内容、審査官の権限の範囲を明らかにすることなど立入検査に関する説明や根拠の提示を徹底し、被調査者にとつ</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>ての受忍限度の範囲を明らかにすること。</p> <p>また、立入検査時に交付される被疑事実告知書について、被調査者の防御権や正当な権利行使を確保する観点から、調査範囲を特定できるよう個別行為ごとに告知・明記すること。【全国中小企業団体中央会】</p> <p>(再掲)</p> <p>3. 立入検査の際及びその後の「任意」の事情聴取については、「任意」である以上、弁護士立会い、聴取を中断して弁護士に電話等で相談、録音録画、メモの録取等は本来禁止できないはずであるが、公取委では、実務上、これらを認めていないとのことである。これらについては、原則通り、認めるべきと考える。また、聴取時点で従業員に対して「任意」の意味及び禁止されない事項が明示されるべきと考える。【電子情報技術産業協会】</p> <p>(1) 立入検査時に「任意の調査」と言われるが、任意と強制の内容や範囲が不明瞭であり、任意・強制の具体的部分について、個別行為ごとに告知・明示が行われるよう説明をお願いしたい。【和歌山県中小企業団体中央会】</p>
・提出命令目録の記載	<p>○資料提出命令の際に交付される目録には、現在ファイル名の記載はされているが、ファイルに含まれる個別具体的な書類の名称をできる限り記載するものとするべきである。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、資料提出命令の際に交付される目録には具体的な書類名までは記載されていない。目録には書類を特定できるよう、ファイル名のみならず、ファイルに含まれる個別具体的な書類名をできる限り記載するよう、審査規則等に明文で定めるべきである。【日本商工会議所、東京商工会議所（連名）】 ・提出命令目録の記載方法を項目ごとに定めるべきである。【個別事業者】 <p>3. 提出命令目録の記載方法を項目ごとに明確に定めるべきである。【大一コンテナー株式会社】</p> <p>・提出命令目録の記載方法を項目ごとに明確に定めるべきである。【経済団体】</p>
・提出命令の範囲	<p>立入検査時に被疑事実等告知書が交付されている（審査規則第20条）が、被疑事実についての記載が具体的に限定されていないために、立入検査の対象及び提出命令の範囲が不明確であり特定されない。同告知書における被疑事実の記載は、被調査者が課徴金減額の事後申請を早急に検討するためにも重要であり、被調査者の防御権や正当な権利行使を確保する観点から、具体的に特定して記載すべきである。【日本経済団体連合会】</p> <p>○資料提出命令の範囲は、対象企業の事業遂行に配慮し、必要最小限の範囲にとどめるべきである。具体的には、資料の提出命令は被疑事実の解明に必要最小限の範囲にとどめるべき旨を、公正取引委員会の審査規則等に明文で定め、各提出資料について被疑事実との関連を個別に説明した上で留置するべきである。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出命令を受けた資料の中には被疑事実と関係が薄い資料も数多く含まれていると考えられる上に、そもそも資料提出命令は対象企業の事業遂行に大きな影響を生じさせるものである。そこで、提出命令の範囲を必要最小限に絞ることが必要である。これらを実現するために、資料提出命令の範囲を最小限にとどめるべき旨を公正取引委員会の審査規則等に明文で定めると共に、各提出資料について、被疑事実との関連を個別に説明した上で留置することが必要と考える。【日本商工会議所、東京商工会議所（連名）】 <p>日本では、「公取委は、立入検査に当たっては、立入検査先の責任者等に対し、事件名、被疑事実の要旨、関係法条等が記載された告知書の交付（審査規則第20条）を行っている（本論点整理12頁）」とされているが、被疑事実についての記載が具体的に限定されていないために、</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>立入検査の対象及び提出命令の範囲が不明確であり特定されない。</p> <p>EUでは、立入検査にあたっては、立入検査の対象、目的、業務に関連する文書又は他の記録の提出が不完全な場合あるいは質問への回答が誤り又は誤導である場合の罰則を特定した書面による許可の提示が必要であり¹⁵⁰、実務上、立入検査に先立ち、事業者には、証明付きの決定書（決定は立入検査の対象及び目的を特定し、立入検査の開始日を指定し、罰則及び欧州司法裁判所に当該決定を審査してもらう権利があることを示さなければならない）の写しが交付される¹⁵¹。事業者は同決定書の写しの記載から、少なくとも違反行為の性質、対象となる製品及び被疑行為が行われたと考えられている期間について特定できる。事業者が立入検査の対象及び特に業務上の支障となる措置の根拠を知る権利は、EUが1962年に採択した最初の手続規則以来、基本的な権利として認められている¹⁵²。この権利は、立入検査が恣意的な理由で開始されたり対象範囲を超えないことを保障するものである。また、立入検査の際に、被調査者が決定書の範囲内で欧州委員会の審査官をサポートすることで立入検査が円滑に進み、その結果、リニエンシー申請の緊急の検討を含む被調査者にとっての防御の準備にも役立つ。これは競争当局にとって有益な被調査者からのリニエンシー申請の促進につながる。</p> <p>日本の立入検査時の被疑事実等告知書においても、被調査者の防御権やリニエンシー申請等の正当な権利行使を確保する観点から、具体的に特定した記載をなすという運用がなされるよう法律上明記すべきである。【弁護士 フレデリック ルイ・同 杉本武重（ウィルマーハイル法律事務所ブリュッセルオフィス）（連名）】</p>
・立入検査当日の供述聴取	<p>公取委が、立入検査の当日、事実関係に詳しい従業員等の関係者を別室に隔離し、任意であることが明確にならないまま事情聴取が行われてしまう例がある。しかし、立入検査を受けた段階において、当該事案に関して課徴金減免申請をしている企業が5社未満であれば、事後申請により課徴金の30%減額を受けられる場合があり（独占禁止法第7条の2第12項）、立入検査を受けた企業としては早急に事実関係を確認し、もし違法行為が発覚すれば、速やかに課徴金減免申請を検討する必要がある。そもそも立入検査当日の事情聴取はほとんどが任意であることから、円滑に課徴金減免申請を行うことができるよう、立入検査当日の関係者への事情聴取においては、企業による社内調査の必要性を優先させるべきである。【日本経済団体連合会】</p>
・供述聴取の仕方	<p>5 独占禁止法違反被疑企業が審査官の事情聴取に不満をもつのは、次の4点に集中していると思料する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査官による被疑者に対する態度が横柄であり、ときには大きな声を出して脅かすような態度を探る。 (2) 事情聴取が長時間に亘る。 (3) 公正取引委員会に不都合なことを供述しても調書に記載しない。 (4) 供述の修正、訂正を求めて、被疑者の言うとおりに修正・訂正してくれない。 <p>これらの点は、いずれも審査官あるいは供述聴取の担当官の教育・訓練により概ね是正できるものと思料する。【厚谷襄児（北海道大学名誉教授）】</p> <p>3. 供述調書において、審査官が供述人に対して公正取引委員会が描いた筋書きに合うように、何度も執拗に誘導尋問して供述の押し付けをする。適正性及び透明性に欠ける。【個別事業者】</p>

¹⁵⁰ Article 20.3 Council Regulation (EC) No 1/2003 of 16 December 2002 on the implementation of the rules on competition laid down in Articles 81 and 82 of the Treaty OJ L 1, 4. 1. 2003 (Regulation 1/2003)

¹⁵¹ Article 20.4 of Regulation 1/2003. Explanatory note to an authorisation to conduct an inspection in execution of a Commission decision under Article 20(4) of Council Regulation No 1/2003 (Explanatory Note), paras 3 and 7

¹⁵² EEC Council: Regulation No 17: First Regulation implementing Articles 85 and 86 of the Treaty OJ L 13, 21.2.1962

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>1 供述聴取を受けるに、何故に窓もない閉鎖的な部屋で威圧的な態度に怒りを感じる。 予め用意した筋書きに沿っての調査で、こちらの返答が意に反すると否定し声を荒立てる。</p> <p>2 思い出せないものは思い出せない。何故に思い出すように強要され翌日に再度出向かなくてはならないのか、</p> <p>3 最後の供述書は返答した内容を都合良く書かれおり、捺印に導かれる。 この人達は真意を調べると云うより、用意した筋書きに適応する言葉を引き出すことを目的の主体とする。【個別事業者】</p>
	<p>1 調査聞き取りを行うに当たって、こちらから事実時系列に沿って、長時間にわたって話をしても、話しをする意味が無い。調査側のストーリーに沿った内容の追認しか関心が無く、事前に完成した供述調書があるのではないかと疑うくらいのものである。 特に日付や数字については本当に記憶にないことを「周辺状況から判断して、これしかない」と言って自分たちで作成する。供述調書に関しては、確認しようにも文面での提示がないので、考える時間も確認も出来ない。【個別事業者】</p>
	<p>(3) 誘導尋問の防止策を検討する必要があること</p> <p>①審査官の質問を調書に記載すること</p> <p>供述には任意供述と正式の尋問による強制的供述があるが、通常は任意供述であり、任意供述の場合には弁護士が同席した方が任意性を確認しやすい。供述の終わりに審査官が関連事実で主張したい点があれば主張するよう求められる場合があるが、この場合に同伴者である弁護士の方の助言があれば供述人の関連事実の説明が的確になり、多角的な審査に貢献しやすい。</p> <p>審査官は、被疑事項について委員会の承認を得ている上に、「暁の襲撃」による立入検査とそれに続くマスコミの一斉報道により被疑事項についての考えを固め、その後膨大な提出資料との突合せを経て十分な準備により供述を取り供述調書の作成を行うが、この場合質問事項は被疑事項を基盤に十分に検討整理され、供述録取は一問一答の形で行われる。しかし、供述調書は、筋書きに適応しないところは取捨選択されて落とされたうえ、質問はできるだけ削除され、供述人が自発的に供述した形にして録取され、かつその文章について供述人は任意に供述して録取されたと記載され、署名押印が行われる。しかし、この調書には審査官の細かい質問は記載されないのが通常である。供述調書の公正性を検証するためには質問事項が詳しく事実に即して記載される必要がある。また、供述の時間も記載される必要がある。</p> <p>審判においては宣誓証言よりも供述調書の任意性があり、本人は任意に供述したとして署名押印していると判断される場合が多い。 【伊徳寛（競争法研究協会会長）】</p>
	<p>(5) 供述調書に対して供述人の訂正を認めること</p> <p>任意の供述調書であっても、それは密室で極めて特殊な条件の下で作成されたのであるから、供述書作成後、供述人が冷静に供述内容を関係資料などを参考にして検討し訂正の必要を認めた場合には訂正を認めることが合理的であり、訂正文書は日時を明確にして供述調書に添付することができるようにする必要がある。【伊徳寛（競争法研究協会会長）】</p> <p>1. 供述聴取は以下の点で公正取引委員会のシナリオ通りの供述を得ようとする意図を感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ質問の繰り返し ・誘導的と思われる質問の多さ【コバシ株式会社】 <p>「独占禁止法審査手続に関する論点整理」の20頁にある「…現状において、弁護士が立ち会っていない供述聴取であっても、不当な聴取は行われていない。」との公正取引委員会の見解について、取り調べを受けた中小企業の経営者からは、執拗な誘導的質問、長時間にわたる</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>高圧的な繰り返しによる聴取、被疑事案とまったく関係ない質問等が行われたとの声があり、「事実に反する」との意見が寄せられている。【全国中小企業団体中央会】</p> <p>1. 公正取引委員会は、営業担当の子会社の従業員から値上げの合意の内容を供述調書として録取しているが、その内容は具体性がなく、公正取引委員会の希望するストーリーをそのままなぞったようなものになっている。供述が、公正取引委員会の過度な誘導または、公正取引委員会が希望する供述調書に署名押印しなければ解放しない、との圧力のもとに作成されたという疑いを持たざるを得ない。</p> <p>2. 営業担当の子会社の従業員に対し、再三にわたり出頭を求め、公正取引委員会の希望する供述調書に署名押印しなければ出頭要請をやめない、という調査手法は不適切である。【個別事業者】</p> <p>(5) 指紋を取られ、「犯罪者扱いのようだ」というと、「そのとおりだ」と言われた。大変ショックを受けた。人権に対して配慮をして欲しい。【和歌山県中小企業団体中央会】</p>
・供述聴取手続の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> 供述聴取は、長時間かつ長期にわたり拘束され負担が大きいので、負担の少ない手続きに改善されるべきである。【個別事業者】 <p>10. 供述聴取は、長時間かつ長期にわたり拘束され負担が大きいので、負担の少ない手続きに改善されるべきである。【大一コンテナー株式会社】</p> <p>同一人に対する長時間、複数回にわたる聴取は、人的資源に乏しい中小企業にとって過度な負担となっているので、抑制を図る歯止め的な規定が必要である。【経済団体】</p> <p>供述聴取は同じ人物に対して長時間、複数回行われることが多く、精神的・物理的にその人物の大きな負担になっており、特に人的資源の乏しい中小企業にとっては過度な負担となっているので、歯止めとなる運用指針等による規定が必要である。【全国段ボール工業組合連合会】</p>
・供述聴取の場所	<p>○事情聴取を行う場合は、企業の業務遂行への影響を最小に留めるため、審査の担当に関わらず、聴取はできる限り対象企業の最寄りの会場を設定すべきである。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事情聴取の対象者は、企業の代表者や担当取締役など当該企業の業務遂行にあたり重要な役割を担っている者であることが多い。事情聴取は複数回行われることも多いことから、人材等のリソースが限られている中小企業の業務遂行にも十分に配慮するべきである。そこで、事情聴取の場所は、最寄りの公正取引委員会地方事務所をはじめ、できる限り被聴取者の負担の少ない会場を設定すべきである。【日本商工会議所、東京商工会議所（連名）】 <p>(3) 取調べについて小規模事業者等の負担軽減のため、公正取引委員会への呼び出しより現地での聴取をお願いしたい。【和歌山県中小企業団体中央会】</p>
・供述聴取の時間・頻度	<p>供述聴取の時に、同じ質問を長時間に渡ってされること、並びに複数回の呼び出しによって早く解放されたいと考え、調査官の指摘に同意してしまう可能性がある。長時間の供述聴取を行うのは同意を得たうえで行うとされているが、否定するのが困難な状態での同意を求めるこに意味があるのか？時間を限定すべきと考える。【個別事業者】</p> <p>○公正取引委員会の調査を妨げることなく、調査手続の適正さを担保する仕組みが求められます。公正取引委員会の調査で、冤罪や人権侵害のような取調べが行われているとまでは考えられません。公正取引委員会の取調べを受けることに対する供述人の不安感を軽減することは望ましいことですが、そのためには、例えば休憩時間を適切に確保すること、通常は勤務時間内で終了することなど、手続の透明化を検討すべ</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>きであり、かつそれで足りるのではないかでしょうか。【全国消費者団体連絡会】</p> <p>供述聴取の頻度・時間及び公正取引委員会からの指定人物の複数回聴取については歯止めが必要である。 (例) 1回の聴取が原則とし、双方が同意あれば2回目以降の聴取ありうる。【個別事業者】</p>
・供述聴取時の弁護士との相談等	<p>(再掲)</p> <p>一般消費者でもあり、企業に勤める会社員でもある立場から意見をさせていただきます。</p> <p>一般消費者の立場としては、独占禁止法の厳正な執行により、事業者間の公正な競争環境が確保されることはとても大切ですが、それはあくまでも、被調査者に対する公正な調査がなされていることを前提としてのことです。</p> <p>今回、とりまとめいただいた論点整理によれば、被調査者の法律知識が不十分であることをいいことに、ややもすれば恣意的な運用がなされているように見えます。</p> <p>例えば、明確なルールもないのに、供述聴取時にメモを取ることも許されない、供述調書の写しも交付されない、外部との連絡も取らないように同意を求められる、などということが行われていることにも驚きを感じました。仮に自分自身が会社員として調査を受けることになった場合に、そのような状況に身を置かされるのか想像すると、とても怖いと感じます。</p> <p>ぜひとも、事業者を萎縮させることによる元気のない競争ではなく、明確なルールの透明な運用による、より積極的な公正な競争が行われる環境の整備をお願いしたく存じます。【個人】</p> <p>4. 供述人が弁護士と相談し、又は供述聴取の内容を弁護士に報告してアドバイスを受けることが可能である旨法令上の明文規定を設けるべきである。【大一コンテナ株式会社】</p>
	<p>(再掲)</p> <p>・供述人が弁護士と相談し、又は供述聴取の内容を弁護士に報告してアドバイスを受けることが可能である旨を法令上の明文規定を設けるべきである。【経済団体】</p>
	<p>(再掲)</p> <p>2. 供述人が弁護士と相談しアドバイスを受けることが可能である旨の明文化について賛成。</p> <p>可能であれば弁護士の立会いを認めるべき【個別事業者】</p> <p>慣れない調査である為、任意聴取の明確化、途中での弁護士への相談可能等、事前説明を徹底していただきたい。【個人】</p>
	<p>(再掲)</p> <p>3. 立入検査時及びその後の「任意」の事情聴取については、「任意」である以上、弁護士立会い、聴取を中断して弁護士に電話等で相談、録音録画、メモの録取等は本来禁止できないはずである。公取委は「任意」の協力を求めて同意を得ているとしているが、行政庁と個人・民間企業との関係において、事実上の強制となる（と当事者が感じる）可能性がある。したがって、聴取時点で従業員に対して「任意」の意味及び禁止されない事項が明示されるべきと考える。【個人】</p>
	<p>(再掲)</p> <p>独占禁止法審査手続における供述聴取は、カルテルの合意など、専門的な判断をする事実や、多数の関係者に係る複雑な事実関係についてなされる。そうすると、聴取する側の公正取引委員会は専門知識に基づいて質問するのに対し、聴取される側の事件関係人はそのような専門知識を持ち合わせないため質問の意図が分からず、適切な回答かどうかも分からないま供述し、防御上も不利益を被るおそれが高い。</p> <p>この点、供述者の防御権の確保のためには、弁護士の立会いを認めるか、さもなければ、供述者が弁護士との協議を理由に聴取の中止を求</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>めたら直ちにこれに応じるとか、休憩ごとに、供述調書への署名押印の前に弁護士と自由に連絡できるようにしておくとか、といった形で、タイムリーに弁護士の助言を受けられるようにすることで、予想外の不利益を被らないようにすることが望ましい。</p> <p>また、現在、独占禁止法審査手続において、例えば事件関係人の側から、供述聴取の際、供述調書の修正を聴取者に求めたにもかかわらず応じてくれず、その結果、聴取者（当局）に都合の良い供述を押し付けられたといった主張がなされ、供述の任意性・信用性に争いが生じている事案が相当数あると聞いている。そうであるとすれば、供述者と弁護士との連絡、さらに言えば立会いを認め、供述者に十分な防御権を確保した状況下で聴取することにより、任意性・信用性の争いを減らすことが、執行上も経済的なのではないかと思われる。【弁護士 島津 圭吾（R&G横浜法律事務所）】</p>
・防御権に関する事前の告知	<p>(2) 取調べの最中にメモを取ることや録音、また、弁護士と電話等で相談することや弁護士の立ち会いが認められていない等の不明点が多く、事前の告示・明示を徹底して頂きたい。【和歌山県中小企業団体中央会】</p> <p>(4) 押収される資料について謄写の有無について知らされず、その機会を保障されたい。【和歌山県中小企業団体中央会】</p> <p>(2) 供述聴取の運用方法について、供述人に許容される対応や持ち込み品に関して、事前に書面で通知され、統一的な運営が行われるべき。【個別事業者】</p> <p>更に、任意の手続と強制手続（ここでは、強制手続に、独占禁止法 47 条のような罰則による担保のある手続も含めて考える。）の使い分けについても問題はあり、任意と言っても、法律知識に乏しい者は、強制手続と誤認する、あるいは強制手続への移行への「恐怖」から、権利主張ができない場面は少なくないと思われる。そこで、まずは、任意の手続の場合において、対象者ができること（弁護士の立合いを求めることや提出文書のコピー等）を、公正取引委員会の方からわかりやすく告知することから始めてはどうかと考える。【シティユーワ法律事務所有志一同】</p>
・黙秘権・自己負罪拒否特権	<p>犯則調査では黙秘権・自己負罪拒否特権があるが、行政調査事案が犯則調査の対象に移行しうる可能性があることから、行政調査の場合でも被調査者には黙秘権・自己負罪拒否特権があること、調査当局にはその権利があることを告知する義務があることを法律上明記すべきである。【関西経済連合会】</p> <p>供述者に対して、黙秘権・自己負罪拒否特権を与えることを法律上明記するとともに、取調べにあたり、当該調査が任意であるのか、間接強制であるのかを示したうえで、供述者に対し、これらの権利があることを十分に説明すべきである。【日本経済団体連合会】</p> <p>○事情聴取により供述調書を作成する手続においては、供述の任意性を確保するべきであり、供述調書への署名は任意である旨告知するべきである。また、刑事手続に準じて明文で供述者に黙秘権又はこれに準ずる権利を認めるべきである。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事情聴取を行う際には、供述の任意性を確保するため、供述調書への署名は任意である旨告知するべきである。なお、公正取引委員会の審査においては威圧的な態度での聴取や誘導的な尋問が行われてはならない。このような事情聴取は供述に任意性が確保されているとは言えない。特に、供述者に不利益な内容について同人に黙秘権又はこれに準ずる権利を認めるべきである。【日本商工会議所、東京商工会議所（連名）】 <p>自己負罪拒否特権は、憲法 38 条 1 項で「何人も自己に不利益な供述を強要されない」と規定され、これは通常「黙秘権」と呼ばれている。強要のほか誘導尋問などによる場合も質問の答弁者はこの質問を拒否することができる。これは不正な手段による質問を防ぐためであり、当然認められるべきである。EU「ベストプラクティス告示」36 条にこの自己負罪拒否特権が規定されている。自己負罪拒否特権が認められない場合には、誘導尋問が行われやすい状況が生じる。【伊従寛（競争法研究協会会长）】</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>供述者に対して、黙秘権・自己負罪拒否特権を与える旨を明記すること。</p> <p>また、取調べにあたり、当該調査が任意であるのか、直接強制の審尋でないのかを示したうえで、供述者に対し、これらの権利があることの説明を十分に行うこと。【全国中小企業団体中央会】</p> <p>犯則調査では黙秘権・自己負罪拒否特権があるが、行政調査事案が犯則調査の対象に移行しうる可能性があることから、行政調査の場合でも被調査者には黙秘権・自己負罪拒否特権があること、調査当局にはその権利があることを告知する義務があることを法律上明記すべきである。【レンゴー株式会社】</p> <p>日本では、公取委は「行政調査においては、従業員個人に刑事責任が問われることではなく、行政調査で作成された供述調書は犯則調査では証拠として使用されていないため、自己負罪拒否特権を保証する必要はない。」とされている（本論点整理 25 頁（6）行政調査に係る制度・運用についての知識の共有等、意見 14）。</p> <p>EUにおいては、黙秘権は Otto v. Postbank 事件以来 EU 法下で認められており¹⁵³、欧州委員会の立入検査時の供述聴取及び情報要求における質問のいずれに対しても有効である¹⁵⁴。</p> <p>競争法違反に対する制裁金賦課の準刑事的な性質及びその金額の大きさから、黙秘権及び自己負罪拒否特権は企業の防御権の基礎的な部分であるといえる。したがって、日本においても、供述者に対し、黙秘権・自己負罪拒否特権を与えることを法律上明確に規定するとともに、取調べにあたり、調査の性質を明らかに示した上で、供述者に対し、黙秘権・自己負罪拒否特権があることを告知すべきである。【弁護士 フレデリック ルイ・同 杉本武重（ウィルマーハイル法律事務所ブリュッセルオフィス）（連名）】</p>
・マニュアルの公表	<p>公取委は、審査手続のマニュアルを公開し、手続の透明性と予測可能性を向上させるべきである。</p> <p>欧米においては既に同様のマニュアルが公開されており、我が国において行政調査権限を有する他の省庁も指針等を公開している。【日本経済団体連合会】</p> <p>・審査手続に関する詳細（立入検査における弁護士の関与の可否といった事件関係人の防御権に関する事項、立入検査時に提出を求められる資料の範囲といった調査の内容に関する事項等）について、欧米の例を参考に、公表すべきである。【経済団体】</p> <p>（再掲）</p> <p>公正取引委員会は、立入検査の法的根拠と被調査者の受容限度の範囲の提示を運用指針の公表等を通じて徹底すべきである。作成された運用指針等の普及啓発のため、業種別などきめ細かな講習会を実施すべきである。【全国段ボール工業組合連合会】</p> <p>（再掲）</p> <p>公取委の調査は行政処分を前提として、任意と称しつつ拒否できない中で実質強制的に、無限定に適用されます。また、刑法犯でも行わないような重病人に対しても供述を強制します。事前に強制調査のガイドラインを公表するとともに、立入検査時には独禁法問題に精通した弁護士の立会が必用です。</p> <p>〈関係者の証言〉</p> <p>①「任意ですか、任意だったら拒否します。」と言ったところ「強制だ」と言われた。机の中、パソコン、自動車、携帯電話などすべて押さえられてしまった。しかし、実は任意の調査であり、拒否してもよい手続きであったことを後で知った。刑事案件のように黙秘権や弁護士に依</p>

¹⁵³ C-60/92 Otto v Postbank [1993] ECR I-05683

¹⁵⁴ C-374/87 Orkem v Commission [1989] ECR 03283; Wish, R. & Bailey. D, Competition Law, Seventh Edition, Oxford University Press, 2012, p. 270

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>頼する権利があることを、事前に告知すべき。</p> <p>②立入調査直後に公取委は自分達に都合の良いように調書を取ってくる。その際（タクシー事業者）は法律知識がないので、抵抗できない。この直後の供述調書が後で問題となった。したがって、直後の段階で助言をもらいたい。ただし、地元の弁護士は独禁法に疎い。</p> <p>③弁護士が付いた時点（立入調査 1ヶ月後）から、一方的な調査は止まった感がある。ただし、その時点でほとんど全ての会社において、資料は押さえられ、誘導による調書も取られていた。</p> <p>行政調査に係る制度は公開されないまま公取委に都合の良いように運用されています。これに係るガイドラインを公表するとともに、公取委にもこれに従った良識ある調査が求められます。</p> <p>〈関係者の証言〉</p> <p>①「任意ですか、任意だったら拒否します。」と言ったところ「強制だ」と言われた。机の中、パソコン、自動車、携帯電話などすべて押さえられてしまった。しかし、実は任意の調査であり、拒否してもよい手続きであったことを後で知った。刑事事件のように黙秘権や弁護士に依頼する権利があることを、事前に告知すべき。</p> <p>②机の中、パソコン、自動車、携帯電話、手帳の全部を押さえられてしまった。たまたま駐車場に止めてあった自家用車の中も調査された。会長は手術後で体調が悪く初日の 1月 26 日は欠勤していた。その自宅にも来た。</p> <p>③会社の支給でない個人の私物である携帯電話があると告げ、仕事でも利用すると言うと半ば強制的に履歴を取られた。その際、押収した個人情報等の取扱いについて説明が無かった。</p> <p>④普段は駐車することの無い会社の敷地に、たまたま駐車してあった個人名義の自家用車も捜査された。他の者は敷地外にある駐車場の自家用車を調査された。この際任意、強制という説明は無かった。【新潟市ハイヤータクシー協会】</p> <p>（3）「審査手続の公正性と透明性」の確保には詳細な手続規則の公表が必要であること 上記米国 FTC の 16 CFR 及び EU の「告示」は、いずれも平易で分かりやすい詳細な規定であり、これは手続の公正性と透明性の確保にとって重要である。それは関係者にとっては必須のスポーツの競技ルール集のような役割を果たしている。わが国においても手続について同様な文書を公表することは、事業者・消費者などの公取委の「手続」に対する信頼性を増大させ、事業者に有益であるばかりでなく、公取委の手続の円滑な運用に寄与し、執行力の実質的な強化になるので、この文書の作成・公表を要望する。【伊徳寛（競争法研究協会会長）】</p> <p>【意見の趣旨】 公正取引委員会の審査に関する具体的なマニュアルを策定し、公表すべきである。</p> <p>【意見の理由】 ① 審査手続に関するマニュアルの公表により、当事者の手続に対する予測可能性が確保され、手続の適正及び透明性が確保できる。 ② 欧州、米国でも調査マニュアルが公開されている¹⁵⁵。海外の重要な競争と競争当局が実施していることを、我が国も参考にすべきである。 ③ 証券等取引委員会の審査についてもマニュアルが公表されているのであって、国内の他の行政手続でも実施されていることである。【弁護</p>

¹⁵⁵ 米国司法省反トラスト局捜査マニュアル <http://www.justice.gov/atr/public/divisionmanual/>

欧州委員会競争法手続マニュアル http://ec.europa.eu/competition/antitrust/antitrust_manproc_3_2012_en.pdf/

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>士 市川充(東京)、同 岩本安昭(大阪)、同 大貫裕仁(第二東京)、同 片山達(第二東京)、同 坂田均(京都)、同 苗村博子(大阪)、同 成瀬裕(福岡県)、同 向宣明(第一東京)、同 本多広高(東京)、同 矢吹公敏(東京)、同 矢部耕三(第一東京)、同 山本晋平(第二東京)、同 渡邊新矢(第二東京)(弁護士13名の連名】</p> <p>中小企業をはじめ国民に幅広く行政調査手続の制度・運用の知識の共有を図るため、審査手続のマニュアルの公開、そのための講習会等を開催すること。【全国中小企業団体中央会】</p>
	<p>1. 意見の骨子</p> <p>事件調査のプロセスに関する予見可能性を高めることは、今回の審査手続の見直しに際しての防御権の確保の観点からも重要であると同時に、手続の透明性の確保にも資するものであり、その点で既に他省庁において行われている検査マニュアルの開示とも軌を一にするものである。また、審査手続の効率にも資するものと解される。</p> <p>したがって、公取委の審査手続に関する、手続的なマニュアルの策定・公表がなされるべきである。マニュアルの内容としては、EUの書面のように「ベストプラクティス」という形で、調査の開始段階から終了段階までの一連の流れをなぞるような形式が望ましい。なお、このような運用マニュアルの利点として、論点(1)や(3)に述べた弁護士選任権の告知や、論点(2)の弁護士・依頼者間秘匿特権の保護など、現在の日本の法制度上、すぐには根本的な法改正が難しい可能性がある論点につき、事実上の運用として対応することをマニュアルで確保することも検討の価値がある。</p>
	<p>2. 意見の理由</p> <p>(1) 弁護士の有無、力量の差による不利益の排除、法律サービスの底上げ</p> <p>欧米に比べて、特に公取委の事件に関しては、日本企業の中にはできるだけ弁護士をつけずに、あるいは弁護士の関与を限定して、自ら事件対応をしようとするケースがまだ多く見られる。また、カルテル等の調査事案における弁護士の多額のコストを負担できない会社は、弁護士が付けば得られたであろうノウハウを知らないまま調査に対応しなければならず、そのために大きな不利益を受けるとすれば、制度として不合理である。</p> <p>EUや米国において当局が開示している詳細な調査マニュアルは、このような弁護士の有無、弁護士の力量による格差をできるだけ小さくすることに貢献しており、会社側にとって、調査プロセスの予見可能性を高めるための不可欠な情報源となっている。また、このマニュアルが、競争法に関する弁護士のサービスの質の向上、均一化にも寄与している。</p> <p>また、かかるマニュアルにより被疑事業者の側で手続に関する理解が得られることは、公取委による審査手続の効率にも資するものと解される。</p> <p>(2) 他省庁による検査マニュアル開示</p> <p>日本においても、金融庁、証券監視等管理委員会、農水省、厚生省、財務省など、検査権限を有する省庁の多くが、詳細な検査マニュアルをインターネット上で開示していることを指摘したい。これらの多くは検査の際のチェックポイントとなる実体行為に関するいわばガイドライン的な要素も含んでいるが、検査に際しての手続的な流れやマニュアルも含むものもある。</p> <p>公取委の審査手続も、行政手続であるという点においてこれら検査手続に類似する性質を有していることに照らし、少なくとも何らかの手続的なマニュアルが公表されることが、他省庁による透明性確保と努力との整合性の観点からも、望ましいと考える。逆に、他省庁が行っている改善策を、何故公取委は行う必要がないのかという点が、十分議論されるべきと考える。</p> <p>この点、黙秘権、自己負罪拒否特権行使した結果や、審査官からの質問とそれに対する回答が結果的にどのような意味を持つのかなど、</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>行政庁の裁量との線引きが議論の対象になり得るような内容については、これら他省庁のマニュアルも必ずしも踏み込んだ記載をしておらず、さらなる検討を待つ必要がある。逆に、このような複雑な論点を含まない純粋な手続部分に関するマニュアルを公開できない理由は具体的には存在しないのではないかと考える。</p> <p>(3) ベスト・プラクティス形式が望ましいこと</p> <p>マニュアルの内容としては、EUの書面のように「ベストプラクティス」という形で、調査が進む時間軸に沿って、当事会社がいつ、どのようなアクションを取るべきなのか、当局からどのような連絡がくるのか等、法律上のルールや権利を単に説明するだけではなく、一歩踏み込んだガイダンスを盛り込むのが望ましいと考える。</p> <p>あくまで追加的にQ&Aが付されるのであればメリットは多いと思われるが、Q&Aのみというアプローチは、たまたまQ&Aの対象として選択された項目以外は以前ブラックボックスになってしまうことから、やはりベストプラクティスという形で、調査の開始段階から終了段階までの一連の流れをなぞるような形式が望ましい。</p> <p>また、このような運用マニュアルの利点として、前述の弁護士選任権の告知や、秘匿特権の保護など、現在の日本の法制度上、すぐには根本的な法改正が難しい可能性がある論点につき、事実上の運用として対応することをマニュアルで確保することも検討の価値があると考える。米国やEUのマニュアルも、あくまで「指針」なのであり、厳密な意味での法的拘束力がある書面ではない。国際協力や国際事件への積極的な関与を重要政策の一つに掲げる公取委にとって、このような「ソフト」な書面を通じて、運用を国際スタンダードに整合させることが喫緊の課題と考える。【競争法フォーラム】</p> <p>制度濫用の不安に対しては、EUのような詳細なガイドラインの公表が役に立つと思いますし、これにより、海外から見た審査手続の透明性確保への一助ともなると考えます。【渥美坂井法律事務所・外国法共同事業】</p> <p>論点整理では、行政調査に係る制度・運用についての知識の共有等に係る論点として、多くの有益な意見が明らかにされている。中でも、立入検査における被調査者の受忍限度の範囲を明らかにすべきであるとの意見、任意の供述聴取において「任意の聴取であること」等を供述人に対して事前に説明すべきであるとの意見、また、公取委の調査に関するマニュアルがあることが望ましいとする意見は重要であり、採用されるべきである。具体的には、考慮事項にも記載されているとおり、審査手続について欧米の競争当局が公表しているようなマニュアルを公取委も公表すべきである。こうしたマニュアルが公表され、事業者が公取委による審査手続を十分に理解することができれば、審査手続の透明性が高まるだけでなく、事業者による審査への協力が促進され、さらには事業者における独占禁止法のコンプライアンスの強化にもつながるものと考える。【森・濱田松本法律事務所】</p>
	<p>4.1 弁護人の有無、力量の差による不利益の排除、法律サービスの底上げ</p> <p>欧米に比べて、特に公正取引委員会の事件に関し、日本企業の中にはできるだけ弁護人をつけずに、あるいは弁護人の関与を限定して、自ら事件対応をしようとするケースがまだ多く見られます。また、カルテル等の検査事案における弁護人の多額のコストを負担できない会社は、弁護人がつけば得られたであろうノウハウを知らないまま検査に対応しなければならず、そのために大きな不利益を受けるとすれば、制度として不合理といえます。</p> <p>EUや米国において当局が開示している詳細な検査マニュアルは、このような弁護人の有無、弁護人の力量による格差をできるだけ小さくすることに貢献しており、競争法に関する弁護士のサービスの質の向上、均一化にも寄与しています。また、会社側にとって、検査プロセスの予見可能性を高めるための不可欠な情報源となっています。</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>4.2 他省庁による検査マニュアル開示</p> <p>日本においても、金融庁、証券監視等管理委員会、農水省、厚生省、財務省など、検査権限を有する省庁の多くが、詳細な検査マニュアルをインターネット上で開示しています。これらの多くは検査の際のチェックポイントとなる実体行為に関するいわばガイドライン的な要素も含んでいますが、検査に際しての手続的な流れやマニュアルも含むものといえます。</p> <p>公正取引委員会の審査手続も、行政手続であるという点においてこれら検査手続に類似する性質を有していることに照らし、少なくとも何らかの手続的なマニュアルが公表されることが、他省庁による透明性確保と努力との整合性の観点からも、望ましいと考えます。逆に、他省庁が行っている改善策を、何故公正取引委員会は行う必要がないのかという点が、十分議論されるべきと考えます。</p> <p>また、企業結合審査に関しては、「企業結合審査の手続に関する対応方針」（平成 23 年 6 月 14 日）が既に作成・公表されており、これと同様の対応方針を事件審査の手続に関して作成・公表することが公正取引委員会として困難なはずはないと考えます。</p> <p>この点、黙秘権、自己負罪拒否特権の行使した結果や、審査官からの質問とそれに対する回答が結果的にどのような意味を持つのかなど、行政手の裁量との線引きが議論の対象になり得るような内容については、これら他省庁のマニュアルも必ずしも踏み込んだ記載をしておらず、さらなる検討を待つ必要があります。逆に、このような複雑な論点を含まない、純粋な手続部分に関するマニュアルを公開できない理由は具体的には存在しないのではないかと考えます。</p> <p>4.3 ベスト・プラクティス形式が望ましいこと</p> <p>マニュアルの内容としては、EU の書面のように「ベスト・プラクティス」という形で、捜査が進む時間軸に沿って、当事会社がいつ、どのようなアクションを取るべきなのか、当局からどのような連絡がくるのか等、法律上のルールや権利を単に説明するだけではなく、一步踏み込んだガイダンスを盛り込むのが望ましいと考えます。</p> <p>この点、「審査の手順や、立入検査、事情聴取、守秘義務等については、法律、規則等に規定され、明らかとなっており、それ以上の内容についても、個別の事案において必要に応じて調査の相手方に説明している」（論点整理 26 頁）といった考慮事項が公正取引委員会から示されています。しかしながら、専門的知識が十分でない企業に対して、法律上のルールや権利を単に受動的に説明するのみといった当局の対応では、手続の透明性確保、企業の防御権確保の見地から、あまりに不十分であると考えます。また、EU のマニュアルは、手続の時系列に沿って、当事会社としてどのような対応をとるべきかといった点がパターナリストイックに逐一示されており、このような当局による詳細なマニュアルの開示は、企業の自主的な法令遵守を促すきっかけにもなります。</p> <p>なお、「Q&A 方式での調査に関するマニュアルがあることが望ましい」（論点整理 25 頁）といった意見がありますが、あくまで追加的に Q&A が付されるのであればメリットは多いと思われるものの、Q&A のみというアプローチでは、たまたま Q&A の対象として選択された項目以外は</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>以前ブラックボックスになってしまうことから、やはりベスト・プラクティスという形で、検査の開始段階から終了段階までの一連の流れをなぞるような形式が望ましいといえます。</p> <p>また、このような運用マニュアルの利点として、上述したように、秘匿特権の保護など、現在の日本の法制度上、すぐには根本的な法改正が難しい可能性がある論点につき、事実上の運用として対応することをマニュアルで確保することも検討の価値があると考えます。EU や米国のマニュアルも、あくまで「指針」なのであり、厳密な意味での法的拘束力がある書面ではありません。国際協力や国際事件への積極的な関与を重要政策の一つに掲げる公正取引委員会にとって、このような「ソフト」な書面を通じて、運用を国際スタンダードに整合させることが喫緊の課題と考えます。【フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会の事件審査手続について知らない事業者も多いことから、EU の Antitrust Manual of Procedures 等も参考にして、標準的な事件審査手続について記載し公表し、必要があれば審査対象事業者に渡して説明するようにしてはどうか。 ・立入検査の際に、事業者に法的根拠や注意事項をより明確に示すために、公正取引委員会の立入検査について説明し、検査妨害に対する罰則等も記載した文書を作成して、立入検査時に渡すようにしてはどうか。 <p>(結論)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会の標準的な事件審査手続について記載した文書を作成し公表してはどうか。 ・公正取引委員会の立入検査について説明し、検査妨害に対する罰則等も記載した文書を作成して、立入検査時に渡すようにしてはどうか。 <p>【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）】</p>
	<p>前記各項において、事件関係人に認められるべき防御権を述べており、各防御権が法令上明記されることはまさに理想とするところであるが、法令上の明記は防御権の確保において最低限の結果であると考える。なぜなら、法令を読み解くことは事件関係人にとっては容易ではなく、たとえ前記各防御権が法令上認められたとしても、その内容を正しく把握していない状況においては、事件関係人が適切に防御権行使することが困難だからである。防御権は事件関係人が適切に行使できてはじめて意味があるのであり、そのためには、公取委の行政手続の各場面において、事件関係人の防御権としてどこまでのことが主張可能であるのかをマニュアル等で明らかにする必要がある。当該マニュアルは、公取委が懸念するような審査のノウハウまで記載したものではなく、あくまで事件関係人に認められている防御権を具体的な手続に則して記載したものであれば十分である。</p> <p>また、仮に、現在法令上に明記されていない事件関係人の防御権について法令レベルでグローバルスタンダードを確保することには困難を伴う可能性があるとしても、現在実務上認められている事件関係人の防御権を記載したマニュアルの公表は困難ではない。EU や米国においては、かかるマニュアルの公表が行われており、同程度のマニュアルを公表することこそ、審査手続の透明性、事件関係人の防御権の確保の観点からグローバルスタンダードに合致すると考える。そこで、かかるマニュアルの公表は、即時に行われるべきである。【弁護士 江崎滋恒、同 中野雄介、外国法事務弁護士 バシリ・ムシス、弁護士 原悦子、同 青柳良則、同 田中勇気、同 矢上淨子、同 大内麻子（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）】</p>
	<p>日本においては、「公取委は、同委員会のウェブサイトにおいて、独占禁止法の規制内容等に関する一般的事項について掲載するとともに、公取委の審査に関する規則（平成 17 年公取委規則第 5 号）により、審査手続に関する主要な事項を規定しているが、審査手続に関する詳細（立入検査における弁護士の関与の可否といった事件関係人の防御権に関する事項、立入検査時に提出を求められる資料の範囲等といった調査の</p>

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>内容に関する事項等)については掲載していない。」とされている。</p> <p>欧州委員会は2012年に競争法関連事案に適用される内部手続のマニュアルを公表している¹⁵⁶。欧州委員会はこのマニュアルの公表に長年抵抗していたが、公表に踏み切る決定はこの上なく評価され、現在に至るまで悪影響は見受けられない。公共の利益を客観的に守る公共機関として、公取委が透明化を恐れる理由は何一つない。公表以降の経歴も欧州委員会が公表によって打撃を受けることはないと長年主張してきた者の正当性を支持している。</p> <p>欧州委員会による公表の実例を踏まえると、公取委が今後マニュアルを公表し透明化を実行することを後悔することはないと考える。【弁護士 フレデリック ルイ・同 杉本武重（ウィルマー・ヘイル法律事務所ブリュッセルオフィス）（連名）】</p>
・立入検査時の報道	<p>(1) 公取委が立入検査を行った直後に報道機関による報道がなされることについて、公取委の情報管理の点で問題であるとの意見がある。</p> <p>しかし、立入検査直後に報道がなされることは、立入検査先からの協力を得られにくくなるとか、複数日にわたって立入検査を予定している場合には翌日以降の立入検査予定先に証拠を隠させる誘因となるなど、公取委の審査担当者にとって利益となることは全くないので、少なくとも公取委の審査担当部署から情報提供がなされることはない。</p> <p>(2) 立入検査直後に報道がなされる事案もあるが、そのほとんどは立入検査前に申告人などから報道機関が情報を入手したものであって、報道機関に対し公取委側が立入検査開始前では報道を控えるよう要請していたものや、立入検査が開始された後に報道機関が申告人（内部告発者）から連絡を受けたものであると考えられる（報道機関との対応は審査局管理企画課長のみが行うが、報道機関からの照会に確認すること以上の情報提供をすることはない）。また、立入検査開始後に、他社の情報を得るなどのため立入検査先の従業員が報道機関に照会をしたことが契機となって、報道がなされるものもあると想定される。</p> <p>(3) 課徴金減免制度が導入されて以降の事情は承知していないが、課徴金減免制度発足前においても、公取委が立入検査を行うような事案の多くは関係者からの情報提供（申告）を端ちょとするものである。</p> <p>報道機関が情報元を開示することはないので、報道機関がどのようにして情報を得ているのかは不明である。カルテルにつき不満を持っている者が公取委のみに情報を提供すれば、公取委が立入検査を行っても報道機関が情報を得ることは困難であるが、この不満を持っている者が誰に相談や情報提供をすればよいのか分からなければ、報道機関に直接的に情報を提供することがあろうし、その者から相談等を受けた者から報道機関が情報を得ることもある。</p> <p>例えば、古い事案ではあるものの、カルテルの内部告発者が最初に報道機関に情報提供を行い、その後に公取委に申告をしたことが明らかになっているものとして、1974年10月17日に公取委の立入検査が行われた東海道路線トラックに係る事案がある。</p> <p>この事案は内部告発者が社内で大きな不利益を受けたとして、2002年に勤務先企業に対し損害賠償請求訴訟を提起したことでも知られているが、その際の訴状によれば（注3）、内部申告者が、1973年末にまず社内でカルテルの撤廃方を進言したにもかかわらず受け入れられなかつたため新聞社に情報提供をし（1974年8月1日付け読売新聞で報道）、報道後も是正がなされなかつたため公取委に申告をしたとされている。</p> <p>（注3）この事案に係る裁判記録については、串岡弘昭『「トナミ運輸」内部告発・裁判全記録』（桂書房・2008年）として取りまとめられている。</p> <p>(4) 立入検査に係る報道機関対応としては、1990年ころまでは、立入検査開始直後に公取委が公取委担当記者クラブに対し共同取材に応ずる</p>

¹⁵⁶ Antitrust Manual of Procedures of March 2012, available at http://ec.europa.eu/competition/antitrust/information_en.html

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<p>との形で、事実上公表していた。</p> <p>このような取扱いがなされるようになった経緯は承知していないが、当時の新聞報道においては、立入検査時の取扱いが最も大きく、勧告時の取扱いは相応に大きいものの、行政処分である勧告審決時には全く又は報道されず、課徴金納付命令時に報道されてもベタ記事程度という状況であったことからみて、立入検査に係る事前の報道活動を抑制するには立入検査時に情報提供をするしかないと判断があったのではないかと考えられる。</p> <p>また、当時の立入検査は、立入検査時までの情報収集により関係人が独占禁止法違反行為を行っているのが確実である場合に限られていたようであり、立入検査を行った旨が報道されても関係人の利益を損なうおそれが少ないことも考慮されたものと考えられる。</p> <p>(5) このような立入検査時の公取委の報道対応は、日米構造問題協議後に大きく変化した。</p> <p>日米構造問題協議を踏まえた自主的な対応として、公取委では「公正取引の審査体制を拡充・強化し、違反行為に対する証拠収集能力を高めることによって、法的措置に基づき、違反行為の排除を積極的に行う。」ことなどを明らかにしている。</p> <p>このように法的措置を講ずる事案を増やす必要があることから、端より情報に係る従前の取扱いでは立入検査をするに至らない事案であっても立入検査を行うこととされた。</p> <p>しかし、そのような事案につき立入検査時に共同取材に応ずるとすると、事業者（審査の結果、違反行為を行っていないことが判明した事業者）に大きな不利益を与えることとなるため、公取委担当クラブ所属の報道機関に対し、今後は、違反行為を行っている疑いが従前より少ないような事案であっても立入検査を行うこととしたので、立入検査時の共同取材に応ずる旨の取扱いは廃止するとともに、立入検査時に報道することは避けられたい旨を要請している。</p> <p>(6) その後、しばらくの間は、立入検査時の報道はなされなかつたと承知しているが、2000年ころには立入検査時の報道がなされるようになっている。</p> <p>公取委から情報提供をしていないにもかかわらず、立入検査時の報道がなされるようになった理由は承知していないが、立入検査を実施したほとんどの事案で違反行為が認められ勧告が行われていたこと、公取委が公表しない事実を把握して報道することは特ダネ報道となって記者が社的に（また、公取委の担当記者クラブ内でも）高く評価されたといった事情が影響しているように考えられる。【横田直和（関西大学法学部教授）】</p>
	<p>2 立入り検査時点では、あくまでも被疑者であり、罰が確定してもいないので、公取が、マスコミにリーク（公表）すべきではない。社会的制裁をあおっているかの如く…。【個別事業者】</p> <p>(1) 立入調査の時期について事前の連絡がない、マスコミが同時に押し寄せ報道される（反論・弁明の報道はされない）、取引先への風評被害に対して中小企業は弁明する機会がない点が問題である。地域の生活を支える中小企業の実態を見て対応して欲しい。【和歌山県中小企業団体中央会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会は、現在、立入検査を行った事実を積極的に公表していないが、立入検査を行ったこと自体は秘匿すべき情報ではない。マスコミから取材があったときは、誤った報道がなされないよう、特定の管理職が事実確認に応じている。 ・不当な取引制限事件の場合は、立入検査を受けなかった事業者にも課徴金減額申請の機会を与えるために、むしろ積極的に立入検査を行った事実を企業名を伏せるなどして公表すべきと考える。 ・EUでも審査を開始した旨の情報を公表する場合がある。 ・立入検査が行われたことについてマスコミに情報がすぐに伝わることがあることは事実であるが、公正取引委員会にリークするメリットはなく、公正取引委員会が情報を流しているものではないと思われる。

「論点整理」の項目	寄せられた意見・情報
	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査を受けた会社の従業員がメール等で、同業者に「お前の所にも来ているか」といった連絡をし、それによって情報があつという間に広まるという話を聞いたことがある。立入検査の情報が流れることを嫌うなら、自社の従業員に対する教育も必要であろう。 （結論） 立入検査を行ったことに関する情報は秘匿すべき情報ではなく、事件によっては企業名を伏せるなどして積極的に公表した方が良いものもあると考えられる。【小畠徳彦（流通科学大学商学部教授）】
・講習会の実施	<p>とりわけ企業数の99.7%を占める中小企業では、法務の担当者を設置していないことが多く、カルテル等の疑いが生じた際には、独占禁止法の審査手続に対し、事業活動への影響を最小限に留める対応をすることは困難であるとの実態を十分に理解するべきである。</p> <p>独占禁止法に関する中小企業側の理解が乏しいことが多いため、中小企業向けの普及啓発活動には万全を期する必要がある。そこで、公正取引委員会自身が、どのような行為が談合・カルテルにあたるのかについて具体的な例を提示しながら説明を行う講習会等を全国各地で積極的に開催するなど、中小企業の理解を深める活動を積極的に展開するべきと考える。【日本商工会議所、東京商工会議所（連名）】</p> <p>（再掲）</p> <p>公正取引委員会は、立入検査の法的根拠と被調査者の受忍限度の範囲の提示を運用指針の公表等を通じて徹底すべきである。作成された運用指針等の普及啓発のため、業種別などきめ細かな講習会を実施すべきである。【全国段ボール工業組合連合会】</p> <p>（再掲）</p> <p>中小企業をはじめ国民に幅広く行政調査手続の制度・運用の知識の共有を図るため、審査手続のマニュアルの公開、そのための講習会等を開催すること。【全国中小企業団体中央会】</p>
・供述により社内で不利益処分が行われないような取組	○供述人が安心して真実を話せる環境を整備する観点から、上記の通り、供述により社内で不利益処分が行われないような取り組みを進めるべきです。【全国消費者団体連絡会】